

官報 号外 令和三年四月一日

○第二百四回 衆議院会議録 第十六号

令和三年四月一日(木曜日)

議事日程 第九号

令和三年四月一日

午後一時開議

第一 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

総務大臣武田良太君不信任決議案(安住淳君外四名提出)

議員辞職の件

人事官任命につき同意を求めるの件

食品安全委員会委員任命につき同意を求めるの件

預金保険機構理事任命につき同意を求めるの件
国地係争処理委員会委員任命につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会公益委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○武部新君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

安住淳君外四名提出、総務大臣武田良太君不信任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(大島理森君) 武部新君の動議に御異議ありませんか?

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よって、日程第一に先立ち追加されました。

○本多平直君不信任決議案(安住淳君外四名提出)

○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。本多平直君。

総務大臣武田良太君不信任決議案

(本号末尾に掲載)

(本多平直君登壇)

○本多平直君 立憲民主党の本多平直です。私は、立憲民主党・無所属、日本共産党、国民民主党・無所属クラブを代表して、総務大臣武田良太君不信任決議案について、提案の趣旨を御聴取します。(拍手)

まず、決議案の案文を朗読します。

本院は、総務大臣武田良太君を信任せん。

右決議する。

(拍手)

以上であります。

三年半前、五年ぶりに国会に戻ってきた私は、安全保障委員会で野党の筆頭理事を仰せつかりま

した。常任委員会での理事自体初めて、ましてや筆頭を初めて務める私の交渉相手が、与党筆頭理事を務める武田良太議員でした。

歐州視察、沖縄、岩国などへの数度にわたる米軍基地視察なども御一緒し、時には対立し、時に協力しながら、委員会を運営させていただきました。

日程交渉中には、本来、法案審議を進めたいはずの武田筆頭から電話をなぜか途中で切られたりしたことを持ちかしく思い出しています。

武田筆頭の手練手帳に、不慣れな私が丸め込まれ、他の野党の皆さんに大変御迷惑をおかけするなど、いろいろなことがありました。今の自民党には少なくなってきた、野党の立場も一定理解でき、古きよき自民党を表現している方だということを知り、一定の敬意を持つておつき合いをさせていただいてまいりました。

国家公安委員長で初入閣をされた際には、率直にお祝いも伝えさせていただきました。内閣が替わって留任され、総務大臣という重職に就かれた際は、失礼ながら正直驚きましたが、その御活動を注視してまいりました。

今回、この趣旨弁明の大役を仰せつかりました。国民の間には大きな不信が渦巻いています。当然ですが、これまでのこうした経緯を超えて、しっかりと趣旨弁明をさせていただきます。

國民の多くがコロナ禍で深刻な打撃を受けています。先日も、ある飲食店経営者の方から、もう持ちこたえられないかも知れないという悲痛なお声を直接伺いました。菅政権のコロナ対策の問題点には今日は触れませんが、政治や行政が国民に厳しい御協力をお願いする、まさに今ほど政治や行政に信頼が必要とされているときはあります。

ところが、政治と行政の側では不祥事の連続です。予算委員会で質問させていただきましたが、力ジノ汚職も未解決、安倍前総理の桜を見る会問題も秘書のみに責任を押しつけた形ですが、到底納

得できません。主として予算委員会でついた百十回ものうそについて、予算委員会の場では御説明や謝罪もないままです。

巨額選挙買収問題の河井御夫妻は、ようやくお二方とも辞任されるようですが、余りに対応が遅れます。そもそも、税金も原資の一部である自民党からの一億五千万円もの資金提供は、買収目的交付罪の疑いがあり、この解説もまだ進んでいません。

森友問題で自殺された赤木さんが残した赤木ファイルは、財務省によって存否すら明らかにされず、御遺族の思いを考えると、やりきれない思いでいっぱいです。

そして、私が予算委員会で担当していた鶴卵汚職問題。

世間の注目が総務省に集まる中、しつこく追及し、誰に指示されたわけでもありませんが、野上農水大臣の不信任案の原稿を勝手に準備していた関係で、少し詳しく振り返ることをお許しください。

大臣室や……(発言する者あり)是非お許しください。

大臣室やホテルのトイレで計五百円を鶴卵業者から受け取つたことをお認めの吉川農水大臣が議員辞職、在宅起訴された、昭和をほうふとさせるとんでもない事件は、皆さん当然御存じだと思います。

一方、皆さんにお忘れだと思いますし、マスクにも全く取り上げていただけませんので、あえて時間をかけて御説明しますが、菅総理が、安倍総理時代十人いた内閣官房参与のうち、選びに選んでも五名のみ留住をさせたお一方、西川公也内閣官房参与は、鶴卵業界団体の顧問を兼任し、業者から千五百万円、在任中だけでも数百万円を受領したとされています。

そもそも、安倍内閣の農水大臣時代に政治資金問題で辞職した方を、総選挙の落選後、総理任命の内閣官房参与として、専用車、個室、農水省か

らも含め二名の秘書官、一時間の出勤だけで日給二万六千円、年収約四百万円を国民の税金から支出が、本当にそれでいいんでしょうか。官僚は委員会に立たせた農水官僚にも猛省を促します。

さらに、疑惑発覚と同時に、一言の説明もなく雲隠れ。

検察は職務権限の関係から起訴しないようです。が、本当にそれでいいんでしょうか。官僚は委員会で厳しい質問を受けるのに、西川公也元内閣官房参与は説明もなし。政府からの聞き取りを頼んで、聞き取りさえしていただけていません。

こんな不正義が許されるはずはありません。菅総理の任命責任が厳しく問われます。

さらに、緊急事態宣言下における一連の与党議員の会食問題です。

自民党的三名、公明党の一名の深夜までのクラブでの飲食、その後も、自民党議員の高級ラウンジでの深夜の飲食も発覚しました。そもそも、菅総理自身が、政府が大人数の会食を避けるよう呼びかける中の昨年十二月十四日、政権の後ろ盾である二階幹事長から呼ばれたとはいえ、銀座のステーキ店で八名の会食をしていたことに端を発していることは、改めて強く申し上げたいと思いま

す。

当然、多くの公務員は眞面目に国民のために仕事をしていただいているのですが、残念ながら、安倍菅と続く長期政権の下で、こうした政治の緩みが官僚にも伝播しています。今般明らかになつた厚生労働省職員二十三名の会食、総理大臣や与党議員が範を示していない中、起こるべくして起つた不祥事と言えるでしょう。

農水官僚の場合は、何と吉川大臣に誘われて鶴卵業者と二度にわたり会食。大臣に誘われたのだから情状酌量の余地があると私は最初思つたんですけど、その後の調査のいいかげんさは総務省より悪質です。

総務省問題に世間の注目が行つてゐるのをいいことに、他の接待についての内部調査について、ことに、他の接待についての内部調査について、本年二月、週刊文春が、東北新社による総務省幹部接待問題を報じました。

東北新社と総務省幹部を結びつけたのは、菅総理が総務大臣時代、大臣秘書官に抜てきし、その後東北新社に入社した御長男、菅正剛氏と思われます。そもそも、東北新社の創業者と菅総理とは、同郷のよしみで長年にわたる交流があり、多

額の献金もお受け取りの関係です。

衛星放送事業を行なう東北新社は、監督官庁である総務省に取り入るため、谷脇康彦前総務審議官や吉田真人総務審議官、秋本芳徳情報流通行政局長に対し、組織的な接待攻勢をかけました。

その後の調査で、かつて情報流通行政局長を務めた山田真貴子前内閣広報官が、国民の感覚から大きくかけ離れた七万六千円もの高額接待を受けたことも判明しました。菅総理は、一度は留任させようと、コロナの重要な情報を国民にお伝えする記者会見の開催にまで影響が出ました。その後、体調を理由に辞職。我々への説明も謝罪もないままです。

結果として、十二人の総務省幹部が延べ三千八回にわたって東北新社関係者と会食し、うち十一名が国家公務員倫理規程に違反する行為があつたとして処分を受けるに至りました。

総理の御家族が関係していることは、森友学園問題を思い起こさせ、特定業者が有利な扱いを受けていたことは、行政の私物化疑惑、加計学園問題を思い起こさせます。

また、接待は、個人ではなく、ここまで来ると組織ぐるみで受けたと言える状況であり、二十年以上前のあの大蔵省接待汚職事件をほうふとさせる、体質的な不祥事と言わざるを得ません。

この事件では、官僚七名が有罪判決を受け、百名以上が処分、そして、ここをしつかり聞いていたときらいですが、三塚大蔵大臣と松下日銀総裁も引責辞任をしています。この反省に立つて、二〇〇〇年には国家公務員倫理法が施行。行政に対する国民の信頼回復が図られることになりました。

しかし、今般の総務省接待問題は、こうした歴史の教訓を踏まえた国家公務員倫理法を踏みにじるもので、また、飲食の提供は、接待という概念にとどまらず、状況によつては収賄に当たる犯罪行為にもなり得る行為だということを改めて指

官報(号外)

摘要したいと思います。

以下、この組織ぐるみの不祥事への対応について、武田良太君を不信任とする具体的な理由を申し述べます。

武田大臣が監督すべき幹部官僚は、予算委員会で、国会の質問よりも省内調査を優先するかのよう、調査中なので答えられない。ふざけているんですね。さらに、お答えは差し控える、記憶にありませんなどの……(発言する者あり)当然です

という、自民党からやじをいたしました。すごいですね。こういう答弁が当然だという感覚。

これらの答弁を繰り返しました。我々の度重なる抗議で、ようやく答える。答弁拒否をしていた

やり取りの時間を一体何だと思っているんでしょうか。さらに、放送業者を利用関係者かどうか分からぬなど、明らかに虚偽の答弁を繰り返しました。

こうした、国会を軽視する、虚偽を含む答弁を連発する幹部職員への監督責任は極めて重大です。

さて、週刊誌の報道で音声データが明らかになつて、ようやく、これまで記憶にないと言つていた答弁を翻す。貴重な予算審議の時間をふざけた虚偽答弁で奪つた官僚への監督責任は極めて重大です。

また、武田大臣自身も、問題当初、二月十六日のこの本会議を始め、今後厳正に調査すると答弁すればいいものを、総務省は適切に業務を行つております。されば、官僚への監督責任は極めて重大です。

おり、放送行政がゆがめられたということは全くないなどと、根拠のない強気の発言を繰り返しました。

極めて不誠実と言わざるを得ません。翌日の予算委員会で追及され、現時点での認識だったと勝手に表現をつけ加えましたが、この本会議場での発言、極めて軽率だと言わざるを得ません。

森友問題での同様の安倍前総理の強気の完全否定発言が、財務省の隠蔽、改ざんを招き、挙げ句に自殺者まで出した経緯への反省が全く見られません。

二月二十四日には、先ほど述べたように、総務省の調査で、十二人の総務省幹部が延べ三十八

回にわたつて東北新社関係者と会食し、うち十一名に国家公務員倫理規程に違反する行為があつたとして、処分を受けるに至りました。内閣広報官

になり、辞職へとつながりました。

我が会派や他の野党の皆さんからは、甘過ぎる

とお叱りを受けるかもしませんが、あえて個人

の見解を申し上げれば、この時点までの武田大臣は、この際、徹底的に調べると持ち前の強気で指

示し、結果、政権中枢の山田真貴子内閣広報官の問題を週刊文春さんの力をかりることなく明らかにしましたことは、私個人としては、公平に、一定の評価をしたいと思っています。現に、インチキ調

査で隠蔽を図る野上農水大臣に対し、私は、三月一日の予算委員会で、武田大臣に調査のやり方を

聞いてみたらいいんじゃないですかと野上大臣にアドバイスを差し上げているほどだつたんです。

しかし、これ以降の武田大臣を評価することは全くできません。

その後、これ以上接待はないと言つていた谷脇さんがNTTからも高額の接待を受けていたとの

事実が発覚しました。武田大臣自らが、前回調査の際に再三確認したにもかかわらず、新たな違反が疑われる行為が確認され、甚だ遺憾だと述べておられます。されば、遺憾なのは、調査に対して一定の評価をしていた私のせりふです。内部調査が、結果、お手盛りだったことは、一月もたたずに明らかになりました。大臣の責任は極めて重大です。

接待問題が菅政権の看板政策である携帯電話料金値下げなどにも密接に関わるNTTに拡大し、

さらに、御自身の接待問題も取り沙汰され始める

と、大臣の発言は更に悪質になりました。

個別事案は答えを差し控える、国民が疑惑を抱

くような会食、会合に応じたことはないと一体何度答弁されましたか。我々議員は、質問したい項目を準備し、事実確認をした上で、その事実を評

れば、質疑は成り立ちません。

結果、大臣はNTTとの会合に参加されていましたし、多くの国民は疑惑を感じています。

会合に参加した他の歴代総務大臣も御自身の解釈で説明されていますが、関係業者からの供述接

続の禁止という極めて明快な大臣規範は、我々国

会が決めた法律ではなくて、内閣が独自に決めた規範です。違反しているかどうか、事実関係の答

弁拒否は、重大な国民への背信行為です。もしも、「国民の疑惑を招くような」の解釈を当事者が

規範にしていいような抜け道ありきの大臣規範なら、即刻改めていただきたいと思います。

衆議院では、菅総理の長男との会食はない、

自分に有利な個別事案は答弁しています。参議院では、個別事案は答えないと繰り返し繰り返し、

我が党の小西議員から、NTT澤田社長の実名を挙げ、衆議院では個別事案を答えたこととのダブルスタンダードではないかと追及されると逆切れます。

衆議院では、委員会質問を冒瀆するにもほどがあります。

自らが決めた法律では、画質の悪い開幕・将棋チャンネルより高画質のチャンネルが割当てから漏れました。

二〇一八年の衛星電波の割当てでは、画質の悪い開幕・将棋チャンネルより高画質のチャンネルが漏れました。

参議院議員が明らかにした東北新社の外資規制違反の問題で

衆議院では、菅総理の長男との会食はない、

自分に有利な個別事案は答弁しています。参議院では、個別事案は答えないと繰り返し繰り返し、

我が党の小西議員から、NTT澤田社長の実名を挙げ、衆議院では個別事案を答えたこととのダブルスタンダードではないかと追及されると逆切れます。

衆議院では、委員会質問を冒瀆するにもほどがあります。

自らが決めた法律では、画質の悪い開幕・将棋チャンネルより高画質のチャンネルが漏れました。

二〇一八年の衛星電波の割当てでは、画質の悪い開幕・将棋チャンネルより高画質のチャンネルが漏れました。

参議院議員が明らかにした東北新社の外資規制違反の問題で

衆議院では、菅総理の長男との会食はない、

自分に有利な個別事案は答弁しています。参議院では、個別事案は答えないと繰り返し繰り返し、

我が党の小西議員から、NTT澤田社長の実名を挙げ、衆議院では個別事案を答えたこととのダブルスタンダードではないかと追及されると逆切れます。

衆議院では、委員会質問を冒瀆するにもほどがあります。

自らが決めた法律では、画質の悪い開幕・将棋チャンネルより高画質のチャンネルが漏れました。

二〇一八年の衛星電波の割当てでは、画質の悪い開幕・将棋チャンネルより高画質のチャンネルが漏れました。

国会審議の中でも幾つも疑惑が生じています。

昨年末に出た衛星放送の未来像に関するワーキンググループの報告書が、接待の前後で大きく方向が変わり、東北新社や衛星放送協会の要望どおり、本来民間同士の課題である衛星放送料金の低減に向け、総務省が関与するとの内容で取りまとめられました。

二〇一八年の衛星電波の割当てでは、画質の悪い開幕・将棋チャンネルより高画質のチャンネルが漏れました。

参議院議員が明らかにした東北新社の外資規制違反の問題で

衆議院では、菅総理の長男との会食はない、

自分に有利な個別事案は答弁しています。参議院では、個別事案は答えないと繰り返し繰り返し、

我が党の小西議員から、NTT澤田社長の実名を挙げ、衆議院では個別事案を答えたこととのダブルスタンダードではないかと追及されると逆切れます。

衆議院では、委員会質問を冒瀆するにもほどがあります。

自らが決めた法律では、画質の悪い開幕・将棋チャンネルより高画質のチャンネルが漏れました。

二〇一八年の衛星電波の割当てでは、画質の悪い開幕・将棋チャンネルより高画質のチャンネルが漏れました。

参議院議員が明らかにした東北新社の外資規制違反の問題で

衆議院では、菅総理の長男との会食はない、

自分に有利な個別事案は答弁しています。参議院では、個別事案は答えないと繰り返し繰り返し、

我が党の小西議員から、NTT澤田社長の実名を挙げ、衆議院では個別事案を答えたこととのダブルスタンダードではないかと追及されると逆切れます。

衆議院では、委員会質問を冒瀆するにもほどあります。

多くも、御自身にとつて不本意な場合であつても、問題の責任を取つて職を辞する決断をしてきましたし、かつての自民党も、大蔵省事件の際の三塚大臣のように、御自身に直接の非はなくとも、監督責任を取つて、組織の再生を図る決断をされる方が多くおられました。

武田大臣自身がそうした判断をされない以上、国会がその意思を示すべきだと考えます。

規制と利権の魔界である総務省を離れ、私も今は平議員としてお待ちしておりますので、長年所属された専門分野である安全保障委員会にいま一度戻られ、共に安全保障の議論をできることを心よりお待ちしております。

以上が、総務大臣武田良太君不信任決議案の趣旨であります。

各党各会派から、特に外資規制など経済安全保障について日頃勇ましい発言をされている議員の皆様など、お一人でも多くの御賛同をいただけることを心からお願いして、趣旨弁明を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君） 討論の通告があります。順次これを許します。鈴木淳司君。

〔鈴木淳司君登壇〕

○鈴木淳司君 自由民主党の鈴木淳司です。

私は、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して、ただいま議題となりました武田総務大臣に対する不信任決議案に対し、断固絶対反対の立場から討論を行います。（拍手）

この度野党諸君から提出された決議案は、全くもつて理不尽なものであり、ただのパフォーマンスにすぎません。野党諸君は、旧態依然とした日程闘争をコロナ禍にあるこのタイミングで行つたわけでありますが、国民の誰一人としてこのように無駄に時間が浪費されることを喜んでいないことがあります。

また、どうして気がつかないのでありますよう

今般、総務省の複数幹部が国家公務員倫理規程に違反する接待を受けていたことが判明し、行政の公正性、公平性に対する国民の疑念を生じさせている事態となつたことは大変遺憾であり、一刻も早く信頼回復に努めてもらわなければなりません。

この問題について、武田大臣は、当初からリーダーシップを發揮し、迅速かつ厳正な対応を取つてこられました。

東北新社との会食については、直ちに国家公務員倫理法に基づき調査を開始し、二月二十四日には、幹部職員を含む十一名の処分等を行ふとともに、武田大臣自ら大臣給与三ヶ月分を自主返納することとしております。さらに、NTTとの会食について報道がなされると、その日のうちに新たな調査に着手し、引き続き真相究明を行つています。

野党からは、こうした武田大臣の一連の対応に對し、虚偽答弁ではないか、責任を果たしていない、ごまかすよう部下に答弁指示したとの批判が行われてきましたが、いずれの批判も全く当たりません。

武田大臣は、自身の会食について、大臣等規範を踏まえ、説明すべき点は説明し、国民の疑念を招くような行為はしていない旨を一貫して答弁してきており、虚偽との指摘は全く当たりません。

また、調査を進めていく過程で、その時点その時点で把握し、確認できたことを前提にして国会において丁寧に説明を行つて來り、不十分な点があればつかりそれを受け止め、誠実に対応しております。

現在も、他に不適切な会食等倫理法令に反する事案がなかつたか、検事経験のある弁護士の方にも参加いただき、常に第三者のチェックを受けながら徹底的な真相究明が進められていくところであります。

また、行政がゆがめられたのではないかとの疑惑については、武田大臣は、既に三月十七日に情

報通信行政検証委員会を立ち上げ、検証に着手をしております。この委員会は、検事経験のある弁護士の方が座長を務めるなど、全て第三者の有識者で構成されており、第一回会合では、総務省が客観的なエビデンスに基づいて証明できているか

厳しく徹底して検証すべき、関係者に対しヒアリング調査等を行う必要がある等の討議がなされています。

政務三役や退職者についても、委員会として調査対象とする方向で進んでいると伺つております。國会に対しても、誠心誠意対応し、説明していく、その責任を全うすべきは、武田大臣をおいてほかにありません。

なお、過去の衛星基幹放送の認定に対して外資規制違反の事実が判明したことについては、三月二十六日に、認定を取り消す旨の発表をしていました。外資規制違反に関する総務省職員の認識に係る質疑の際の発言も、大臣自身、答弁指示の意図は毛頭なかつたとのことであり、誤解があることにつながつたことについては率直におわびをされております。

以上のよう、武田大臣は、国民の疑念を生じさせた事態に対し、自ら先頭に立つて対応し、調査、検証を進めてきており、不信任とする理由は全くありません。

武田大臣は、昨年九月に総務大臣に就任して以来、大臣自ら先頭に立つて改革に取り組んでおります。

例えば、携帯電話の料金については、各事業者が低廉な新料金プランが発表されるなど選択肢が広がりつつあります。また、デジタル庁の創設について、関係大臣と協力し、昨年末に基本方針を策定し、この方針に基づいて関連法案が今国会に提出され、現在審議中であり、着実に前に進めています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減少となる中、令和三年度地方財政計画において、一般財源総額、地方交付税総額共に前年度を上回る額を確保する

など、地方にしつかりと軸足を置いた政策が実現できる環境を整えております。

さて、本日、四月一日は武田大臣の五十三回目の誕生日と伺っております。武田大臣には、心を新たに、引き続き、自ら先頭に立ち、総務省一丸となって、一連の事案の真相究明による信頼回復と改革に取り組み、是非とも総務省を立て直していただきたいと思います。

以上、述べてまいりましたように、武田大臣の不信任を求める理由は全くありません。このことを重ねて申し上げ、良識ある衆議院の皆様に対し、このような決議案を断固として否決していただこうと強く求めまして、私の討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君） 岡島一正君。

私は、会派を代表しまして、ただいま議題となりました武田良太君不信任決議案に賛成の立場で討論いたします。（拍手）

○岡島一正君 立憲民主党・無所属の岡島一正です。

私は、会派を代表しまして、ただいま議題となりました武田良太君不信任決議案に賛成の立場で討論いたします。（拍手）

私は、国会議員として、国民に向けた決意を

持つて言葉を発します。今日もそうです。一方で、大臣は、国民に向けて、行政府の長としての責任を持つて言葉を発するべきです。大臣の言葉は責任のあかしです。この点、武田大臣は、責任のない言葉で不誠実な答弁を繰り返してこられました。総務省の長たる大臣の任にあらず、不信任

官 報 (号外)

に値するものです。

不信任案に賛成する第一の理由は、総務省接待問題について、武田総務大臣が極めて無責任な対応を押し通したことです。

菅総理の長男、菅正剛氏が勤務する東北新社が総務省の幹部官僚への接待を行い、衛星放送事業の許認可や外資規制違反逃れなど、総務省が東北新社への便宜供与を図った疑いは否定できません。

武田総務大臣は、この疑惑に、放送行政がゆがめられた可能性は全くないと否定し続けています。が、総務省内とはいえ、第三者委員会ではそれをまだ調査中で、結果も出ていません。ゆがめられた可能性は全くないと担当大臣が断言するのには、第三者委員会の存在をおぎなりと告白したのも同様です。武田大臣の対応は、結論ありき、極めて後ろ向き、無責任です。

接待を受けた官僚を憚てて処分、異動させたものの、それは、大蔵省の官官接待以来の接待官僚の大量処分という醜態です。これこそ行政のゆがみのあかしです。それを否定する武田大臣は、無責任と言わざるを得ません。

第二の理由は、総務省接待問題質疑で、総務省の鈴木信也電波部長に、記憶がないと言えと聞こえる指示をしたことです。

三月十六日の衆議院予算委員会での東北新社の外資規制違反をめぐる逢坂誠二委員の質問で、鈴木部長が答弁に立つ際、閣僚席から武田大臣が、記憶がないと言えと発言したとする問題がありました。三月十八日の衆議院総務委員会では、山花郁夫議員が、大臣が記憶がないと言えと指示したのかとただしたところ、口に出たかもしれないとして、答弁を指示する意図は全くないとして、発言を認めた一方で、答弁指示の意図は否定しましたが、三月十九日の衆議院予算委員会では、誤解を与えたのであれば申し訳ないと謝罪。なぜか無意識で出たんでしょうなどと、要領を得ない答弁に終始しました。

に値するものです。

不信任案に賛成する第一の理由は、総務省接待問題について、武田総務大臣が極めて無責任な対応を押し通したことです。

菅総理の長男、菅正剛氏が勤務する東北新社が総務省の幹部官僚への接待を行い、衛星放送事業の許認可や外資規制違反逃れなど、総務省が東北新社への便宜供与を図った疑いは否定できません。

武田総務大臣は、この疑惑に、放送行政がゆがめられた可能性は全くないと否定し続けています。が、総務省内とはいえ、第三者委員会ではそれをまだ調査中で、結果も出ていません。ゆがめられた可能性は全くないと担当大臣が断言するのには、第三者委員会の存在をおぎなりと告白したのも同様です。武田大臣の対応は、結論ありき、極めて後ろ向き、無責任です。

接待を受けた官僚を憚てて処分、異動させたものの、それは、大蔵省の官官接待以来の接待官僚の大量処分という醜態です。これこそ行政のゆがみのあかしです。それを否定する武田大臣は、無責任と言わざるを得ません。

第二の理由は、総務省接待問題質疑で、総務省の鈴木信也電波部長に、記憶がないと言えと聞こえる指示をしたことです。

三月十六日の衆議院予算委員会での東北新社の外資規制違反をめぐる逢坂誠二委員の質問で、鈴木部長が答弁に立つ際、閣僚席から武田大臣が、記憶がないと言えと指示したところ、口に出たかもしれないとして、答弁を指示する意図は全くないとして、発言を認めた一方で、答弁指示の意図は否定しましたが、三月十九日の衆議院予算委員会では、誤解を与えたのであれば申し訳ないと謝罪。なぜか無意識で出たんでしょうなどと、要領を得ない答弁に終始しました。

大臣は、部下に対するこの発言が指示でないと

言いつつ、国民に対しても、責任ある言葉での説明を一切行っていません。

N T Tによる総務大臣経験者ら政治家の接待に

答弁を繰り返したことです。

NTTによる総務大臣経験者ら政治家の接待に

国民をはぐらかす無責任な言葉で、不誠実な国会

食の場を認める三月十八日までの一週間、その

間、国民の疑惑を抱くような会食や会合に応じる

ことはないと衆参で三十回ほども繰り返してきました。さすがに、余りつき合いがないので黙つて

いたという麻生財務大臣すら、何回も同じことを

言つている、テレビで見ていたらどんなふうに取

られるのかと苦言を呈したほどです。

武田大臣は、身に覚えがあつたのか、週刊文春

による発覚に備えて、疑惑を招く会食と、会食の

定義をくるくる逃げの言葉を用意して繰り返してい

たのです。

その後、週刊文春の報道が出ると、昨年十一月

に、電気通信事業者であるJR東海が招待し、N

T Tやドコモが同席した場を認めましたが、今度

は、食事は注文せず、ビール二、三杯程度をいた

だいた後、退席した、費用として一万円を支払つ

た、同席はしたが、食事は食べなかつたので、会

食ではないと言い張りました。しかも、武田大臣

は、出席者から特定の許認可に関する要望や依頼

を受けていないと強弁し、関係業者からの供應接

待を禁じる大臣規範に抵触しないと主張しまし

た。

誤解を生んだのであれば申し訳ないと言いまし

たが、そもそも、国民に生まれたのは、誤解ではなく、疑惑です。疑惑かどうか、大臣規範に抵触

するかどうか、それを受け止め、判断するのは

國民であり、大臣ではありません。

昨年十二月二十一日の「ドコモ」異次元値下げ

のインタビューで、武田大臣は、自身が料金値下

げに取り組む中で、携帯事業者の人にむしろ会うべきではないと思いました。私は、方向性を示しました。

大臣、国民として国民の代表たる議員の常識でないとは、決断が鈍るからです。人間つていうのは、思い切ったことをするときには相手と会つちやいかぬのです、情も芽生えるし、そこどころはフェアにやっていますと語っています。

昨年十一月十一日、NTTがドコモを完全子会社化するための株式公開買い付けをしていました。大臣が会っていた、そのNTTは利害関係者、ドコモは携帯事業者。会つていてるじゃないですか。そのうちの誰かに情が芽生えて決断が鈍つて、何らかの要望を認めたのではないか。会つていてるではないですか。インタビューの自分の言葉に責任がないではありませんか。

武田大臣は、二〇一八年九月、雑誌「経済界」でのインタビューでは、政治家が絶対忘れてはならないのは、声の大きい人、利益団体ばかりの声を聞いて、大局を見失うことを一番恐れていなくちゃならぬと語っています。

武田大臣は、二〇一八年九月、雑誌「経済界」でのインタビューでは、政治家が絶対忘れてはならないのは、声の大きい人、利益団体ばかりの声を聞いて、大局を見失うことを一番恐れていなくちゃならぬと語っています。

○岡島一正君(続) 以上で私の討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 岡島君、時間が過ぎております。

○本村伸子君(本村伸子君登壇) 私は、日本共産党を代表して、武田良太総務大臣に対する不信任決議案に賛成の討論を行います。(拍手)

不信任に賛成する理由の第一は、武田総務大臣が一連の総務省接待疑惑の真相解明に後ろ向きの姿勢を取つてゐるからです。

総務省幹部が組織ぐるみで菅総理の長男が勤務する東北新社やNTTから違法な接待漬けとなつたことは、国家公務員倫理法に違反するだけではなく、特定企業と密着し行政をやがめる贈収賄疑惑にほかなりません。疑惑の真相解明によつて行政や政治への信頼回復を図ることは、一刻の猶予も許されません。

ところが、武田大臣は、二月十六日、衆議院本会議で、総務省官僚と衛星放送事業者の癒着、菅総理が総務大臣当時、自ら大臣秘書官に任命した長男が関与していた問題の徹底解明、真相究明を行つべきという私の質問に、「総務省において

を持つて判断することだ、それはあり得ると答えました。

大臣、国民として国民の代表たる議員の常識でないとは、決断が鈍るからです。大臣規範に関しては、利害関係者との飲食を行かないのが真っ当な倫理觀と節度です。大臣規範に関しては、それは、大臣個々の判断で違つてはならないから共通の規範があるんです。

私は、この大臣の発言にがつかりました。大臣、その場のしきの詭弁で保身に走る答弁をされたのかと、残念でした。

大臣、残念ながら、国民に対して大臣としての大臣が会つていて、そのNTTは利害関係者、ドコモは携帯事業者。会つていてるじゃないですか。そのうちの誰かに情が芽生えて決断が鈍つて、何らかの要望を認めたのではないか。あなたは、不信任です。

○議長(大島理森君) 岡島君、時間が過ぎております。

○岡島一正君(続) 以上で私の討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 岡島君、時間が過ぎております。

○本村伸子君(本村伸子君登壇) 私は、日本共産党を代表して、武田良太総務大臣に対する不信任決議案に賛成の討論を行います。(拍手)

不信任に賛成する理由の第一は、武田総務大臣が一連の総務省接待疑惑の真相解明に後ろ向きの姿勢を取つてゐるからです。

総務省幹部が組織ぐるみで菅総理の長男が勤務する東北新社やNTTから違法な接待漬けとなつたことは、国家公務員倫理法に違反するだけではなく、特定企業と密着し行政をやがめる贈収賄疑惑にほかなりません。疑惑の真相解明によつて行政や政治への信頼回復を図ることは、一刻の猶予も許されません。

ところが、武田大臣は、二月十六日、衆議院本会議で、総務省官僚と衛星放送事業者の癒着、菅総理が総務大臣当時、自ら大臣秘書官に任命した長男が関与していた問題の徹底解明、真相究明を行つべきという私の質問に、「総務省において

は、関係法令に基づいて、適切に業務執行を行つております。本事案により放送行政がゆがめられたということは全くありません。」と強弁いたしました。きちんとした調査も行わない段階での断言です。

その後の追及に、現段階ではという文言を加え、言い繕い、いまだに国会に資料を提出せず、不誠実な態度を取つてきました。

事実は、その後の経過が示すとおりです。総務省の放送行政に関わる幹部官僚が軒並み利害関係者である東北新社と会食を重ねていたことが明らかになり、谷脇総務審議官や山田広報官の事実上の更迭に至りました。

さらに、接待の背景には、衛星放送の周波数割当でや放送事業者認定をめぐる疑惑などがあり、東北新社の外資規制違反まで明らかになりました。

さらに、政府出資会社であるNTTが、総務審議官などの官僚だけではなく、歴代総務大臣、政務三役にまで接待をしてきたことは深刻です。菅総理の肝煎りで推進するデジタル化や携帯電話料金問題との関係など、真実を明らかにするべきです。

一連の疑惑の真相解明に後ろ向きの姿勢を取つてきた武田大臣は、大臣を続けるべきではありません。

第二に、武田総務大臣が、総務省のトップとしての責任を取ろうとしているばかりか、疑惑の当事者となつてゐるからです。

底知れない違法接待の横行と、その下で放送・通信行政がゆがめられていた責任は、官僚の更迭で済まさるものではありません。

しかも、武田大臣自身がNTTと会食をしていた事實を隠してきましたことは、言語道断です。大臣が接待を受けた昨年十一月以降、NTTのドコモ完全子会社化、ビヨンド5G研究開発促進のための基金創設などを行つた情報通信研究機構法の改定、通信事業をめぐる業界、行政の大きな

動きがあり、こうした動きに影響があつたのか、国民の疑惑に一切答えようとしていません。

再三の野党の追及に、国民の疑惑を招く会食や会合に応じたことはないと具体的な答弁を避け続け、週刊誌報道を受けて、一転、NTTとの会食を認めました。

しかし、その説明は、JR東海の葛西名譽会長と私以外の出席者は存じ上げおりません、中座する前提でお酒のみをいただき、食事はいたしておらず、応分の負担を行つておりますとしますが、案内の内容や応分の負担について、客観的に示す資料は何一つ提示されておりません。

接待ではない会食などと言うだけの武田大臣の姿勢は、大臣の資質を欠くものと言わなければなりません。

最後に、この間、総務省にとどまらず、農林水産省贈収賄事件、文部科学省の接待問題など、各省で関連業界、特定企業との癒着の横行が明らかになっていきます。これは、モリ、カケ、桜など、行政を私物化してきた安倍総理と菅総理の二代の政権にわたる官邸主導の強権的な霞が関支配と無関係ではありません。

菅政権そのものの責任が厳しく問われていることを指摘し、武田良太総務大臣の不信任決議案に賛成の討論といたします。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

ただいまから十分後に記名投票をもつて採決いたしますので、しばらくお待ちください。

○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名

○議長(大島理森君)	投票を計算させます。
(各員投票)	投票漏れはありませんか。
○議長(大島理森君)	投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。
(参考投票を計算)	議場開鎖。
投票総数 四百五十二	投票の結果を事務総長から報告させます。
可とする者(白票) 一百三十九	投票を計算させます。
否とする者(青票) 一百一十三	投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。
ほかに無効 一百三	議場開鎖。
○議長(大島理森君)	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
安住淳君	右の結果、総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
安住淳君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
阿部知子君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
青山大人君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
伊藤俊輔君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
石川香織君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
稻富修二君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
生方幸夫君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
枝野幸男君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
小熊慎司君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
尾辻かな子君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
大島敦君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
岡本落合君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
逢坂誠二君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
岡田克也君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
金子恵美君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
岡本あき子君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
大西健介君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
大串博志君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
江田憲司君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
小川淳也君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
泉健太君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
今井雅人君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
荒井聰君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
池田真紀君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
青柳陽一郎君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
日吉雄太君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
西村智奈美君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
長谷川嘉一君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
古本伸一郎君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
津村啓介君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
手塚仁雄君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
中川正春君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
白石洋一君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
関健一郎君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
高木鍊太郎君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
篠原孝君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
下条みつ君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
末松義規君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
田嶋要君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
斎木武志君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
篠原豪君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
武内則男君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
辻元清美君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
寺田学君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
中島克仁君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
中村喜四郎君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
長妻昭君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
西村佳彦君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
日吉雄太君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
長谷川嘉一君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
古本伸一郎君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
本多平直君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
牧義夫君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
西村智奈美君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
中谷一馬君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
長尾秀樹君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
手塚仁雄君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
中川正春君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
白石洋一君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
関健一郎君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
高木鍊太郎君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
篠原孝君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
下条みつ君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
末松義規君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
田嶋要君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
辻元清美君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
寺田学君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
中島克仁君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
中村喜四郎君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
長妻昭君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
西村佳彦君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
日吉雄太君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
長谷川嘉一君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
古本伸一郎君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
本多平直君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
牧義夫君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
西村智奈美君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
中谷一馬君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
長尾秀樹君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
手塚仁雄君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
中川正春君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
白石洋一君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
関健一郎君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
高木鍊太郎君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
篠原孝君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
下条みつ君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
末松義規君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
田嶋要君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
辻元清美君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
寺田学君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
中島克仁君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
中村喜四郎君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
長妻昭君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
西村佳彦君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
日吉雄太君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
長谷川嘉一君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
古本伸一郎君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
本多平直君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
牧義夫君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
西村智奈美君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
中谷一馬君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
長尾秀樹君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
手塚仁雄君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
中川正春君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
白石洋一君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
関健一郎君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
高木鍊太郎君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
篠原孝君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
下条みつ君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
末松義規君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
田嶋要君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
辻元清美君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
寺田学君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
中島克仁君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
中村喜四郎君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
長妻昭君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
西村佳彦君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
日吉雄太君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
長谷川嘉一君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
古本伸一郎君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
本多平直君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
牧義夫君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
西村智奈美君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
中谷一馬君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
長尾秀樹君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
手塚仁雄君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
中川正春君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
白石洋一君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
関健一郎君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
高木鍊太郎君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
篠原孝君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
下条みつ君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
末松義規君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
田嶋要君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
辻元清美君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
寺田学君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
中島克仁君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
中村喜四郎君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
長妻昭君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
西村佳彦君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
日吉雄太君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
長谷川嘉一君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
古本伸一郎君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
本多平直君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
牧義夫君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
西村智奈美君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
中谷一馬君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
長尾秀樹君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
手塚仁雄君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
中川正春君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
白石洋一君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
関健一郎君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
高木鍊太郎君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
篠原孝君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
下条みつ君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
末松義規君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
田嶋要君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
辻元清美君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
寺田学君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
中島克仁君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
中村喜四郎君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
長妻昭君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
西村佳彦君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
日吉雄太君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
長谷川嘉一君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
古本伸一郎君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
本多平直君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
牧義夫君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
西村智奈美君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
中谷一馬君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
長尾秀樹君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
手塚仁雄君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
中川正春君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
白石洋一君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
関健一郎君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
高木鍊太郎君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
篠原孝君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
下条みつ君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
末松義規君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
田嶋要君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
辻元清美君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
寺田学君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
中島克仁君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
中村喜四郎君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
長妻昭君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
西村佳彦君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
日吉雄太君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
長谷川嘉一君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
古本伸一郎君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
本多平直君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
牧義夫君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
西村智奈美君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
中谷一馬君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
長尾秀樹君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
手塚仁雄君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
中川正春君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
白石洋一君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
関健一郎君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
高木鍊太郎君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
篠原孝君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
下条みつ君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
末松義規君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
田嶋要君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
辻元清美君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
寺田学君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
中島克仁君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
中村喜四郎君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
長妻昭君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
西村佳彦君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
日吉雄太君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
長谷川嘉一君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
古本伸一郎君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
本多平直君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
牧義夫君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
西村智奈美君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
中谷一馬君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の氏名
長尾秀樹君	太君不信任決議案は否決されました。(拍手)
手塚仁雄君	○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。
中川正春君	○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を可とする議員の

官報(号外)

令和三年四月一日 衆議院議録第十六号 総務大臣武田良太君不信任決議案

否とする議員の氏名
穀田 恵二君
清水 忠史君
田村 貴昭君
宮本 烟野
浅野 哲君
玉木雄一郎君
古川 元久君
山尾志桜里君
君枝君
徹君
哲君
君枝君
貴昭君
忠史君

大串	あかま二郎君	安倍晋三君	青山周平君	秋葉麻生君	穴見	安藤井上君	伊藤辰憲君	高夫君	高井	本村	志位
越智	晋三君	信治君	太郎君	陽一君	高田	井林	辰憲君	庸生君	信治君	西岡	塩川
正樹君	優子君	達也君	太郎君	高田	石川	石原	高田	高田	赤澤	赤松	高橋千鶴子君
大隈	利明君	雅弘君	茂君	高田	石原	石原	石原	石原	逢沢	前原	和夫君
和英君	拓君	毅君	宏高君	今村	稻田	稻田	稻田	稻田	赤澤	赤松	鉄也君
大岡	敏孝君	朝子君	和親君	今枝宗	裕彦君	伸晃君	裕彦君	裕彦君	逢沢	前原	和夫君
小里	泰弘君	泰弘君	和親君	今枝宗	裕彦君	伸晃君	裕彦君	裕彦君	赤澤	赤松	和夫君
小野寺五典君	和英君	和英君	和親君	今枝宗	裕彦君	伸晃君	裕彦君	裕彦君	赤澤	前原	和夫君
江渡	江藤	江崎	岩屋	高田	泉田	石原	池田	伊藤	井上	赤澤	赤澤
衛藤征士郎君	江藤	江崎	高田	泉田	石原	石原	井上	伊藤	赤澤	赤澤	赤澤
和英君	江藤	江崎	高田	泉田	石原	石原	井上	伊藤	赤澤	赤澤	赤澤

杉田	菅新谷	菅柴山	菅塙谷	菅坂本	菅左藤	菅高村	菅後藤	菅木村	菅神田	菅上川	菅金子	菅門	菅鬼木	菅加藤	菅大西	
水脈君	義偉君	正義君	昌彦君	博義君	哲志君	洋明君	正大君	仁志君	裕君	裕君	裕君	裕君	裕君	裕君	裕君	拓君

鈴木	菅新藤	菅繁本	菅下村	菅塙崎	菅坂井	菅佐藤	菅佐藤	菅佐藤	菅佐藤	菅岸村	菅黃田	菅木村	菅神田	菅金田	菅門山	大野敬太郎君
馨祐君	一秀君	義孝君	義孝君	譲君	恭久君	義孝君	明男君	幸之助君	國場幸之助君	あやの君	あやの君	あやの君	あやの君	あやの君	勝俣君	英男君

平沢	平井	平原	平林	鳩山	橋本	葉梨	野田	根本	根本	中谷	中山	中谷	中谷	中曾根	竹本	高木	鈴木
勝栄君	卓也君	義昭君	幹雄君	康弘君	岳君	幸典君	明宏君	秀樹君	秀樹君	長尾	長島	長島	長尾	康隆君	直一君	高木	俊子君

深澤	平口	百武	原田	浜田	駆	萩生	野中	野田	西村	西田	二階	長坂	永岡	中根	中谷	渡海	鈴木
陽一君	公親君	洋治君	靖一君	浩君	厚君	聖子君	康穎君	昭二君	昭久君	敬君	俊博君	康正君	展宏君	一幸君	元君	三朗君	淳司君

浮島	石田	伊藤	井上	渡辺	鬱尾英	智子君	祝穎君	涉君	吉野	和田	山本	山本	山本	山口	盛山	穗坂	福山
					義明君	正芳君	義明君	博道君	吉野	照君							

江田	稻津	石井	伊佐	赤羽	渡辺	若宮	義家	義家	吉川	福田							
康幸君	久君	啓一君	進一君	孝一君	健嗣君	弘介君	義久君	義久君	吉川	達夫君							

<p>大口 善徳君 太田 昌孝君 北側 一雄君 佐藤 茂樹君 斎藤 鉄夫君 高木 陽介君 富田 茂之君 漬地 雅一君 古屋 範子君 吉田 宣弘君 足立 康史君 井上 英孝君 遠藤 敬君 杉本 和巳君 藤田 文武君 森 夏枝君 大塚 高司君 田野瀬 太道君 丸山 穂高君</p> <p>太田 昭宏君 岡本 三成君 國重 徹君 佐藤 英道君 高木 美智代君 竹内 讓君 中野 洋昌君 濱村 進君 柳屋 敬悟君 洋子君 鰐淵 青山 浦野 美延 串田 馬場 馬場 石崎 伸幸君 靖一君 仲幸君 映夫君 白須賀貴樹君 松本 純君</p>	<p>人事官任命につき同意を求めるの件 食品安全管理委員会委員任命につき同意を求めるの件 預金保険機構理事任命につき同意を求めるの件 国地方係争処理委員会委員任命につき同意を求めるの件 公害等調整委員会委員任命につき同意を求めるの件 日本行政策委員会審議委員任命につき同意を求めるの件 労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件 中央社会保険医療協議会公益委員任命につき同意を求めるの件 運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件 ○議長(大島理森君)　お諮りいたします。</p> <p>○議長(大島理森君)　去る三月二十五日、議員河井克行君から、一般の都合により衆議院議員を辞職いたしました。御許可願いたい旨の辞表が提出されております。</p> <p>○議長(大島理森君)　一身上の都合により衆議院議員を辞職いたしました。御許可願います。</p> <p>令和三年三月二十五日</p> <p>衆議院議員 河井 克行</p> <p>衆議院議長 大島 理森殿</p> <p>○議長(大島理森君)　これにつきお諮りいたしました。河井克行君の辞職を許可するに御異議ありません。</p>
<p>衆議院議長 大島 理森殿</p>	<p>んか。 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○議長(大島理森君)　御異議なしと認めます。よって、辞職を許可することに決まりました。</p>
<p>日程第一　民法等の一部を改正する法律案外一案</p> <p>日程第二　相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案(内閣提出)</p>	<p>○議長(大島理森君)　日程第一、民法等の一部を改正する法律案　日程第二、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案、右を、預金保険機構理事に大塚英充君及び福田正信君を、公害等調整委員会委員に若生俊彦君及び大橋洋一君を、国地方係争処理委員会委員に菊池洋一君、山田俊雄君、小高咲君及び勢一智子君を、公害等調整委員会委員に若生俊彦君及び大橋洋一君を、労働保険審査会委員に植木敬介君を、中央社会保険医療協議会公益委員に秋山美紀君及び飯塚敏晃君を任命することについて、申出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。</p> <p>〔異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○議長(大島理森君)　御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。</p> <p>次に、</p> <p>○議長(大島理森君)　起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。</p> <p>次に、</p> <p>○議長(大島理森君)　起立多数。よって、同意を与えることについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>○議長(大島理森君)　起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。</p> <p>次に、</p> <p>○議長(大島理森君)　起立多数。よって、同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>○議長(大島理森君)　起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。</p>
<p>日程第一　民法等の一部を改正する法律案</p> <p>(内閣提出)</p>	<p>民法等の一部を改正する法律案及び同報告書相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案及び同報告書</p> <p>〔本号末尾に掲載〕</p> <p>○議長(大島理森君)　ただいま議題となりました兩法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。</p> <p>○議家弘介君登壇</p> <p>○議家弘介君　ただいま議題となりました兩法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。</p> <p>○議家弘介君　たゞ、民法等の一部を改正する法律案は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を防止するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るため、相隣関係並びに共有物の利用及び管理に関する規定の整備、所有者不明土地管埋命令等の制度の創設並びに具体的な相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限等に関する規定の整備を行うとともに、相続等による所有権の移転の登記の申請を相続人に義務づける規定の創設等の措置を講じようとするものであります。</p> <p>次に、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、相続等による所有者不明土地の発生の抑制を図るため、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設しようとするものであります。</p>

両案は、去る三月十六日本委員会に付託され、翌十七日上川法務大臣から趣旨の説明を聴取し、十九日に質疑に入り、同日参考人から意見を聴取いたしました。三十日、質疑を終局し、採決の結果、いずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君） 両案を一括して採決いたしました。

両案の委員長の報告はいづれも可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君） 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔議長退席、副議長着席〕

○国務大臣・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

○副議長（赤松広隆君） この際、内閣提出、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣坂本哲志君。

〔國務大臣坂本哲志君登壇〕

○国務大臣（坂本哲志君） ただいま議題となりました子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府においては、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築するための改革を進めており、長年の課題である少子化対策を推進する一環として、待機児童の解消に向け、全世代型社会保障改革の方針に沿い、増大する保育の需要等に対

応し、新子育て安心プランの実現を図るとともに、子ども・子育て支援の効果的な実施を図ることを要ります。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申します。

第一に、地域子ども・子育て支援事業その他の事業計画において定めるよう努めるべきこととして

あります。

第二に、特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の費用のうち満三歳未満児相当分について、事業主拠出金をもって充てることができる割合の上限を五分の一に変更することとしております。

第三に、政府は、令和九年三月三十一日までの間、雇用する労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対して助成及び援助を行う事業ができることとしております。

第四に、児童手当が支給されない者のうちその所得が一定額未満のものに限り特例給付を支給することとしております。

最後に、この法律案は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとしており、これに伴う必要な経過措置について定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。（拍手）

○国務大臣・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

○副議長（赤松広隆君） この際、内閣提出、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣坂本哲志君。

〔國務大臣坂本哲志君登壇〕

○国務大臣（坂本哲志君） ただいま議題となりました子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明に對する質疑

○副議長（赤松広隆君） ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。

〔大西健介君登壇〕

○大西健介君 立憲民主党・無所属の大西健介です。

児童手当法は、第一条で、家庭等における生活の安定に寄与することを目的としており、一般家庭を広く対象として、児童の養育に伴う家計の経済的負担を社会全体で分担することを狙いとしています。特例給付に所得制限を設けることは、この法の目的に反するおそれがあります。

私たちは、社会全体で子供の育ちを支えるという考え方方に立ち、親の年収にかかわらず、全ての子供に対して児童手当を給付すべきと考えます

が、坂本大臣、いかがですか。

また、同じ子育て支援であっても、政府は、不妊治療支援や児童教育の無償化には所得制限を設けていません。その理由も併せて教えてください。

保有する金融資産の額が大きいとしていますが、それを言うなら、金融資産に課税して、そちらから取ればよいのではないかでしようか。

コロナ禍で所得が激減している世帯がある一方で、株価の高騰により富裕層も増えています。野村総研の調査によれば、純金融資産保有額一億円以上の富裕層と五億円以上の超富裕層の世帯数、保有資産額は、いずれも、アベノミクスが始まつた二〇一二年度以降一貫して増加しています。そして、全世帯数の二・五%の富裕層、超富裕層が全体の一・四%の資産を保有しています。

子供に関係ない親の年収や金融資産を理由に児童手当を削減する代わりに、アベノミクスの恩恵を受けた方々に負担をお願いすることについて、少子化の原因の一番は、産んだら大変とばかり言うからとの持論をお持ちの麻生財務大臣のお考えをお聞きします。

本法律案には検討規定が置かれているとともに、昨年十二月十五日の全世代型社会保障改革の閣議決定には、「児童手当について「世帯合算導入が必要との指摘も含め、財源確保の具体的の方策と一緒に、引き続き検討する」と書かれています。今回、世帯合算の導入は見送られましたが、今

後も世帯合算を導入する可能性があるのかどうなのか、また、検討はいつまでに行うのか、坂本大臣に確認します。

年収一千二百万円以上の者への特例給付の不支給を前提に、世帯合算が導入されると、夫七百万、妻五百万でも所得制限にひつかかることになります。これが果たして高額所得と言えるのでしょうか。

子供がいる世帯の約六割が共働き世帯であることを考えれば、世帯合算の導入は、共働き世帯の負担増や女性の就労意欲をそぐことにつながるおそれがあり、子育て世帯間に新たな分断を生むことになると考えますが、坂本大臣、いかがですか。

この度、約六十万人の子供に対する特例給付を廃止することにより得られる財源効果は約三百七十億円ですが、児童手当システム改修等に要する経費として、令和三年度予算には約三百八十九億円が計上されています。約三百七十億円の財源を捻出するのに約二百八十九億円をかけるのは、余りに不均衡で、特例給付をもらえなくなる人々の理解は得られないと思いますが、坂本大臣、いかがですか。また、なぜこれだけ多額のシステム改修費用がかかるのかについて、併せて御説明願います。

政府は、特例給付を一部廃止することで得られる財源を待機児童対策に充てることとしています。一方、政府の待機児童ゼロ目標は、当初、安倍政権下の二〇一三年度に五年での達成を掲げていましたが、計画最後の二〇一七年度に目標を二年先送りし、二〇二〇年度末を期限としていまし

保育士確保には、処遇改善が不可欠です。私たち野党は、二〇一八年に、保育士等の賃金を月額五万円引き上げる法案を提出しましたが、たなざらしになっています。私たちの提案に賛同していただけないなら、具体的にどのような処遇改善策を考えているのか、坂本大臣からお示しください。

また、保育士の人件費については、委託費の使途の弾力運用が認められており、これでは処遇改善を行おうとしても、穴の空いたバケツに水を注ぐようなものです。委託費の弾力運用に厳しい歯止めをかけるべきだと思いますが、坂本大臣、いかがですか。

子ども・子育て支援施設で働く方々は、多数の子供と接する環境の中、新型コロナウイルスに感染するリスクにさらされながら、子供たちに感染させないように細心の注意を払い生活し、働いておられます。新型コロナウイルスとの戦いも一年以上続いており、疲労やストレスもピークに達しています。

立憲民主党は、医療従事者等に加え、子ども・子育て支援施設で働く方々に対しても慰労金を支給する内容の法案を提出しています。子ども・子育て支援施設に勤務して利用者と接する方々に対し慰労金を支給する必要性について、厚労大臣の見解を伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた子育て世帯を支援するため、政府は、二度にわたり、ひとり親世帯臨時給付金を支給しましたが、生活が厳しい二人親家庭は支援の対象外でした。

止めをかけるべきだと思いますが、坂本大臣、いかがですか。

子ども・子育て支援施設で働く方々は、多数の子供と接触する環境の中、新型コロナウイルスに感染するリスクにさらされながら、子供たちに感染させないように細心の注意を払い生活し、働いておられます。新型コロナウイルスとの戦いも一年以上続いており、疲労やストレスもピークに達しています。

立憲民主党は、医療従事者等に加え、子ども・子育て支援施設で働く方々に対しても慰労金を支給する内容の法案を提出しています。子ども・子育て支援施設に勤務して利用者と接する方々に対し慰労金を支給する必要性について、厚労大臣の見解を伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた子育て世帯を支援するため、政府は、二度にわたり、ひとり親世帯臨時給付金を支給しましたが、この度は、

これに対し、当事者や支援団体からは、感謝の声とともに、給付金は一時的なものであり、低所得の二人親家庭に対する恒常的な支援を望む声がありますが、厚労大臣の見解を伺います。

事業主拠出金の率は、二〇一五年度の子ども・子育て支援制度創設当初は〇・一五%でしたが、累次にわたる引上げの結果、現在は〇・三六%となっています。

事業主拠出金は、最低賃金引上げや社会保険料の負担増が続いている中で、業績のよし悪しに関係なく全ての企業を対象に厚生年金とともに徴収されており、コロナ禍の極めて厳しい経済状況の中での料率引上げには、特に中小企業の反対意見

現在、事業主拠出金の率は、企業規模、業種、地域等に関係なく一律となっていますが、その理由はなぜか、また、差異を設ける考えはあるのか、坂本大臣に伺います。

最後に、よりによって、感染予防を呼びかける立場の厚労省の職員が、国民に自粛を強いておきながら、自分たちは大人數で、時短要請を守らず、深夜までマスクを外して送別会を行っていたことには、開いた口が塞がらず、国民の皆様に深くおわびをしなければならないと思います。

予約は、緊急事態宣言の解除前に、わざわざ午後十一時まで営業している店を探して行われており、十数人は営業終了後も午前零時近くまで居座るなど、極めて悪質です。

我慢を強いられている国民のコロナ疲れも限界に達しつつある中、緊急事態宣言下での与党議員の銀座クラブ通りに続き、これでは、政府のお願いを国民が聞いてくれなくなり、緊急事態宣言解除後のリバウンドの兆候がある中、第四波を防ぐための政府の対策にも影響が出るのは必至です。軽率だったでは済まないと思いますが、改めて厚労大臣の見解を伺います。

国民が国を信じることができない状態では、國

拠出金についても、全国一律で拠出金率を設定しているところです。そのため、企業規模等によって拠出金率に差を設けることは様々な課題があると考えております。

なお、本法案には、厚生労働大臣が認定する、くるみん認定等を取得した中小企業の事業主に対して助成事業を行うための改正を盛り込んでおり、中小企業における子育て支援の環境整備を促進してまいります。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣田村憲久君登壇〕

○国務大臣（田村憲久君） 大西健介議員にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が婚姻数や出生数に与える影響についてお尋ねがありました。令和二年の人口動態統計速報によると、年間の出生率はここ数年と同様に減少傾向、年間の婚姻数は一割を超える大幅な減少となっていますが、例年と比べ、傾向が変化しているところもあるため、本年一月以来の数値を注視していく必要があると考えております。

厚生労働省としては、今後とも、妊娠、出産、子育ての不安の解消などにしっかりと取り組み、子供を安心して産み育てることができる環境の確保を図ってまいります。

待機児童の解消についてお尋ねがありました。保育の利用申込みの増加に対応するため、政権交代以来、約七十二万人の保育の受皿を整備し、昨年四月の待機児童数は、調査開始以来最少の一万二千四百三十九人となつております。

本年四月の待機児童数は、今後調査予定であります。

待機児童の解消のためには、女性就業率の上昇に対応した保育の受皿確保とともに、地域の特性を踏まえた支援が必要であり、新子育てプランに基づきできるだけ早く待機児童が解消されるよう取り組んでまいります。

必要となる保育人材の数についてお尋ねがあり

ました。

新子育て安心プランで四年間に十四万人分の保育の受皿整備を行うことに伴い、あくまでも機械的に試算すれば、新たに二・五万人程度の保育人材の確保が必要と見込んでおります。

保育人材の確保に向け、処遇改善のほか、保育士資格の取得促進、就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進、保育現場と職業の魅力向上に総合的に取り組んでまいります。

子育ての現場で従事される方々への慰労金についてのお尋ねがありました。

児童福祉施設等で従事しておられる方々に対し支援が行き届くようにすることが重要との考え方下、施設が職員に対し、業務時間外に消毒、清掃等を行った場合の賃金や感染症対策についての手当の支給、感染を防ぐために職員等が購入した物品等に対する補助などを行った場合に、補助を行うこととしております。

こうした取組を通じ、現場で御苦勞されている方々の気持ちに寄り添った支援をしっかりと講じてまいります。

低所得の子育て世帯への支援についてお尋ねが

ありました。

今般の特別給付金は、未来を担う子供たちを第一に考え、コロナ禍における低所得の子育て世帯の実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、三月十六日に決定した緊急支援策の一環として、一律五万円の給付を行うこととしたものであります。

また、今般の特別給付金に加え、緊急小口資金等の新規、再貸付けの四月以降の継続や償還免除要件の明確化、住居確保給付金の再支給の四月以降の継続等により、低所得の子育て世帯も含め、生活に困窮される方々に支援を行うこととしております。

待機児童の解消のためには、女性就業率の上昇に対応した保育の受皿確保とともに、地域の特性を踏まえた支援が必要であり、新子育てプランに基づきできるだけ早く待機児童が解消されるよう取り組んでまいります。

必要となる保育人材の数についてお尋ねがあり

ました。

厚生労働省職員の会食についてお尋ねがありま

した。

厚生労働省の職員が、送別会の趣旨で、大人数

で深夜まで会食を行っていた事実が確認されまし

た。

新型コロナウイルス感染症対策を進める立場に

ある厚生労働省において、あつてはならないこと

であり、国民の皆様の信用を裏切る形になつたこ

とについて、深くお詫び申し上げます。

必要な調査の上、三月三十日付で、会食に参加

した課長級職員について減給、管理監督者である

局長について訓告など、関係職員に対して処分を

行いました。この課長職については、併せて、同

日、大臣官房付に異動させたところであります。

加えて、今回の事案を非常に重く受け止め、厚

生労働大臣としての責任を痛感し、私の給与の全

額二か月分を自主返納することいたしました。

改めて、全職員の認識を徹底し、二度とこのよ

うなことが起こらないように、全力で取り組んで

まいります。

厚生労働省職員の会食についてお尋ねがありま

した。

厚生労働省の職員が、送別会の趣旨で、大人数

で深夜まで会食を行っていた事実が確認されまし

た。

新型コロナウイルス感染症対策を進める立場に

ある厚生労働省において、あつてはならないこと

であり、国民の皆様の信用を裏切る形になつたこ

とについて、深くお詫び申し上げます。

必要な調査の上、三月三十日付で、会食に参加

した課長級職員について減給、管理監督者である

局長について訓告など、関係職員に対して処分を

行いました。この課長職については、併せて、同

日、大臣官房付に異動させたところであります。

加えて、今回の事案を非常に重く受け止め、厚

生労働大臣としての責任を痛感し、私の給与の全

額二か月分を自主返納することいたしました。

改めて、全職員の認識を徹底し、二度とこのよ

うなことが起こらないように、全力で取り組んで

まいります。

厚生労働省職員の会食についてお尋ねがありま

した。

厚生労働省の職員が、送別会の趣旨で、大人数

で深夜まで会食を行っていた事実が確認されまし

た。

新型コロナウイルス感染症対策を進める立場に

ある厚生労働省において、あつてはならないこと

であり、国民の皆様の信用を裏切る形になつたこ

とについて、深くお詫び申し上げます。

必要な調査の上、三月三十日付で、会食に参加

した課長級職員について減給、管理監督者である

局長について訓告など、関係職員に対して処分を

行いました。この課長職については、併せて、同

日、大臣官房付に異動させたところであります。

加えて、今回の事案を非常に重く受け止め、厚

生労働大臣としての責任を痛感し、私の給与の全

額二か月分を自主返納することいたしました。

改めて、全職員の認識を徹底し、二度とこのよ

うなことが起こらないように、全力で取り組んで

まいります。

厚生労働省職員の会食についてお尋ねがありま

した。

厚生労働省の職員が、送別会の趣旨で、大人数

で深夜まで会食を行っていた事実が確認されまし

た。

新型コロナウイルス感染症対策を進める立場に

ある厚生労働省において、あつてはならないこと

であり、国民の皆様の信用を裏切る形になつたこ

とについて、深くお詫び申し上げます。

必要な調査の上、三月三十日付で、会食に参加

した課長級職員について減給、管理監督者である

局長について訓告など、関係職員に対して処分を

行いました。この課長職については、併せて、同

日、大臣官房付に異動させたところであります。

加えて、今回の事案を非常に重く受け止め、厚

生労働大臣としての責任を痛感し、私の給与の全

額二か月分を自主返納することいたしました。

改めて、全職員の認識を徹底し、二度とこのよ

うなことが起こらないように、全力で取り組んで

まいります。

厚生労働省職員の会食についてお尋ねがありま

した。

厚生労働省の職員が、送別会の趣旨で、大人数

で深夜まで会食を行っていた事実が確認されまし

た。

新型コロナウイルス感染症対策を進める立場に

ある厚生労働省において、あつてはならないこと

であり、国民の皆様の信用を裏切る形になつたこ

とについて、深くお詫び申し上げます。

必要な調査の上、三月三十日付で、会食に参加

した課長級職員について減給、管理監督者である

局長について訓告など、関係職員に対して処分を

行いました。この課長職については、併せて、同

日、大臣官房付に異動させたところであります。

加えて、今回の事案を非常に重く受け止め、厚

生労働大臣としての責任を痛感し、私の給与の全

額二か月分を自主返納することいたしました。

改めて、全職員の認識を徹底し、二度とこのよ

うなことが起こらないように、全力で取り組んで

まいります。

厚生労働省職員の会食についてお尋ねがありま

した。

厚生労働省の職員が、送別会の趣旨で、大人数

で深夜まで会食を行っていた事実が確認されまし

た。

新型コロナウイルス感染症対策を進める立場に

ある厚生労働省において、あつてはならないこと

であり、国民の皆様の信用を裏切る形になつたこ

とについて、深くお詫び申し上げます。

必要な調査の上、三月三十日付で、会食に参加

した課長級職員について減給、管理監督者である

局長について訓告など、関係職員に対して処分を

行いました。この課長職については、併せて、同

日、大臣官房付に異動させたところであります。

加えて、今回の事案を非常に重く受け止め、厚

生労働大臣としての責任を痛感し、私の給与の全

額二か月分を自主返納することいたしました。

改めて、全職員の認識を徹底し、二度とこのよ

うなことが起こらないように、全力で取り組んで

まいります。

厚生労働省職員の会食についてお尋ねがありま

した。

厚生労働省の職員が、送別会の趣旨で、大人数

で深夜まで会食を行っていた事実が確認されまし

た。

新型コロナウイルス感染症対策を進める立場に

ある厚生労働省において、あつてはならないこと

であり、国民の皆様の信用を裏切る形になつたこ

とについて、深くお詫び申し上げます。
（拍手）

○國務大臣（麻生太郎君） 大西議員から、児童手当連政策をしっかりと前に進めるべく、引き続き

取り組んでまいります。（拍手）

〔国務大臣加藤勝信君登壇〕

○国務大臣（加藤勝信君） 大西健介議員より、子供関連政策を一元的に所管する省庁の設置についてお尋ねがありました。

子供に関する政策については、自民党内においてお尋ねがありました。

私は、自由民主党・無所属の会、公明党を代表して、ただいま議論となりました子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案について質問いたします。（拍手）

○副議長（赤松広隆君） 古屋範子さん。

○古屋範子君 公明党の古屋範子です。

私は、自由民主党・無所属の会、公明党を代表して、ただいま議論となりました子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案について質問いたします。（拍手）

今回のコロナ禍で、医療、介護、子供、子育てなどの社会保障、生活困窮者支援や生活保護といつた社会的セーフティーネットの重要性が、私たちの暮らしにとって安心の基盤であることが改めて実感されました。

政府が二月に発表した二〇二〇年の出生数は、速報値で八十七万二千六百八十三人と、過去最少

を記録しました。このように人口減少、少子高齢

化の流れが続いている現状を鑑みますと、人々の安心を確保するため、社会保障制度は今後一層重要な役割を果たすこととなり、次世代育成支援対策の強化が急がれています。

二〇一九年十月より、消費税率引上げによる税収を活用して、児童教育・保育の無償化という新制度が施行され、はや一年半が経過しようとしています。

家庭の経済的事情にかかわらず、希望すれば誰もが必要な教育を受けられる社会を目指し、公明党は教育費の負担軽減を一貫して訴えてまいりました。二〇〇六年に発表した、子育て支援策の集大成である少子社会トータルプランの中でも、児童教育無償化を掲げ、所得の低い世帯や多子世帯などを中心に、無償化や負担軽減を段階的に実現させてきたところです。

政府・与党としても、全世代型社会保障の構築に向け、消費税率一〇%への引上げの増収分を使い、財源を生み出すという大きな決断で、少子化を克服する子育て世帯の負担を軽くするという強いメッセージを発信し、未来の宝である子供たちを社会全体で育てていく大きな第一歩になつたと考えます。

初めに、子ども・子育て支援に関する政府の基本的な考え方について、坂本大臣にお伺いいたします。

具体的な質問に移ります。

政府が昨年策定した全世代型社会保障改革の方針には、公明党が二十年以上にわたり推進してきた不妊治療の保険適用や、待機児童対策などが盛り込まれました。

子育てと仕事を両立し、安心して育てられる環境整備も重要です。

待機児童の解消に向けては、昨年末、二〇二一年度からの四年間で新たに十四万人分の保育の受皿を確保する新子育て安心プランが策定されました。保育の受皿確保とともに、保育の質の確保、向上、保育士不足の改善も重要であります。

こうした取組に加え、安心して子供を産み育てられる環境整備に向けては、更なる経済的負担の軽減が重要です。

公明党が長年主張を続けてきた児童教育・保育の無償化については、現在、三歳から五歳は全員無償化しており、約九千億円の予算が計上され、毎年約三百万人の子供が対象となっております。今後、一部にとどまっているゼロ歳から二歳の無償化についても、更なる拡大を目指します。

さらに、全国三千人の議員とともに実行した調査でも、無償化に対する多くの感謝の声をいただきました。その中で、幼稚園として基準を満たさないため、これまで児童教育無償化の対象になつたままに、この四月からスタートすることなり、期待の声が届いています。

今回の改正案では、待機児童問題の解決のためだけではなく、子育て支援を拡充する、重要な改正であると考えます。

まず、田村厚生労働大臣に、新子育て安心プラン策定の意義、必要な保育人材を確保しつ新たな受皿をどう整備していくのか、待機児童解消への御決意を伺います。

また、今回の改正による国民へのメリットについて、坂本大臣、御説明ください。

次に、児童手当法の改正について伺います。

今回の改正では、待機児童対策の財源として、児童手当を見直し、年収一千二百万元以上の世帯を特例給付の対象から外すこととなりました。ただし、公明党の主張により、児童手当の所得制限の基準は、世帯合算ではなく、引き続き、現行の、夫婦のうち所得の高い方となりました。今後、子育て支援に必要な財源確保については、社会全体で子育て支援をしていくとの大きな方向性が明確になりました。今年度から、政府全体の予算の中で捻出すべきであります。

現在の児童手当は、所得制限限度額以上の方々について、特例給付として、子供一人当たり月額

一律五千円が支給されています。今回の特例給付の廃止について、政府は希望出生率一・八目標に政策を進めてきましたところであり、こうした政策に逆行しかねないと批判の声もありますが、今回の改正は、全体として子育て支援の拡充になります。

こうした批判について、坂本大臣の御見解を伺うものと考えます。

あわせて、改正案には、児童手当の効果的な支給、支給要件の在り方について、検討規定が設けられています。今後の児童手当の見直しについて、お考えを伺います。

次に、子育て支援における企業の責務について伺います。

今回、子育て支援への企業の役割は非常に大きいことから、新プランの財源として、企業から追加で拠出をいたすこととなっています。加えて、各企業において育児休業を進める取組を加速させなければなりません。

特に、男性の育児休業取得が重要な課題となっています。

昨年十月、公明党女性委員会として、男性の産休制度の創設を盛り込んだ、眞の男女共同参画社会の実現を目指す提言を菅総理に提出いたしました。この提言を反映した形で、厚生労働省は、今国会に育児・介護休業法の改正法案を提出しております。男性の育児休業取得促進のための男性の産休制度の創設を目指すものと承知しています。

この提言を反映した形で、厚生労働省は、今国会に育児・介護休業法の改正法案を提出しております。男性の育児休業取得促進のための男性の産休制度の創設を目指すものと承知しています。

この際、従業員の育児休業取得など、子育て支援に積極的に取り組む中小企業には、新たな補助金の創設など支援策の充実が不可欠です。

男性の育児休業取得については、くるみんマークがメルクマールになっています。今回の法案においても、これを条件とした新たな補助金を、中企業向けの新しい五十万円の助成金を創設することとしています。

子ども・子育て支援法において、企業主導型保

育事業等の事業に対するものは別として、企業に対する直接の支援はこれまでにない画期的な支援であり、大変有意義なものと考えます。子育て支援を効果的に行うために、企業の力は不可欠であり、特に男性の育児休業取得促進への取組が重要です。

子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度について、中小企業を対象としている趣旨と、企業における子育て支援への責務について伺います。

あわせて、今後どのように取組を進めていくのか、坂本大臣の答弁を求めます。

次に、身近な地域における子育て支援について伺います。

子育て支援をする主体としては、企業だけではなく、地域のNPOや社会福祉法人、個人や大学など、子供や子育てをめぐる環境が大きく変化する中、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対するため、身近な場所で適切な支援を受けられる体制の整備が重要です。

子育て支援をする主体としては、企業だけではなく、地域のNPOや社会福祉法人、個人や大学など、いろいろな機関がありますが、これをつなげていくことが重要であると考えます。子育て支援が身近な地域で安全かつ安心な子育てができるよう、総合的な支援を実施する必要があります。

今回、市町村計画の見直しを通じて、多機能型の地域子育て支援を推進することとしています。が、市町村における新たな展開のイメージについて、どのような内容を想定しているのか、三年度予算も含め、御答弁ください。

最後に一言申し上げます。

昨年來の世界的なコロナ禍に直面し、都市住民の在り方が大きく変貌しつつあります。国として、少子高齢社会のグランドデザインを明らかにし、次世代を育てるための政策の優先順位をどうするのか、議論を深めていくことが求められています。

官 報 (号 外)

ているわけがありますが、この人口動態の問題は、経済成長の鈍化、労働力不足、地方の衰退、年金を始めとする社会保障制度の持続可能性の低下など、あらゆる社会問題に波及しています。これまで、民主党政権、自公政権を通じて様々なか少子化対策を実施してきたことについて全否定はしませんが、特殊出生率を最も重要なKPIと考えるならば、これまでの取組が大きな効果を上げたとは決して言えません。

調査によると、理想の子供の数を持たない最大の理由は、子育てや教育にお金がかかり過ぎるという経済的な理由です。本改正案は、児童手当による所得制限を設けるというものですが、社会全体で全ての子供や子育て世代を支えていくという観点から、非常に後ろ向きな改正であると言わざるを得ません。

今考えるべきは、児童手当の額を数千円上げるか下げるかや、所得制限を設けるか否かといふような小手先の微修正案ではなく、中長期的な人口動態の在り方を見据え、更に踏み込んだ大胆な政策を立案し、実行することであると考えます。我が党はこれまで、幼児教育から大学、専門学校、高等教育までの完全教育無償化、子供の数が多いほど税負担が大幅に軽減されるN分のN乗方式の所得税制、児童税額控除型の給付つき税額控除、そして、最強の子育て政策とも言える、ゼロ歳から全国民一律でのベーシックインカムの検討などを提案してまいりました。

子供への投資は、日本社会の未来への投資です。今こそ、微修正型の政策から脱却し、こうした大胆な政策を本格的に検討することで、社会全体で全ての子供や子育て世代を支えていくという決意を示すべきであると考えますが、大臣の御見解をお聞きいたします。

構造についても転換を迫ることになります。現在の日本政治の根源的問題は、目の前の課題に対応して後手後手に対応するばかりで、中長期的な国家ビジョンから巻き戻した網羅的な政策立案がなされないことに尽きます。

短期的かつ現状維持、微修正型である政府・与党の「プランA」に対し、我が党は、国家百年の計に立った大きな視点と思い切った発想で新しい時代の社会像を指し示す「プランB」、経済成長と格差解消を両輪で実現するグレートリセット、日本大改革プランを提案し、政権与党に対して正面から挑戦することを宣言して、私からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

（国務大臣坂本哲志君登壇）

○國務大臣（坂本哲志君） 藤田文武議員の御質問にお答えします。

大胆な少子化対策についてお尋ねねがありました。

少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が絡み合っています。中でも、子育てや教育にかかる費用負担の重さは、子供を産み育てたいという希望がかなわない障壁の一つになっています。

政府では、これまでも、幼稚教育、保育の無償化、高等教育の修学支援など、子育て世帯全体の支援を充実させてきたところです。

引き続き、少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に大胆に取り組むことで、個々人の希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組み、子育てを社会全体で支えてまいります。
以上です。（拍手）

(拍手)

今回の改正案は、待機児童対策としての保育の受皿十四万人分確保に向けた財源を確保するため、事業主の拠出金割合を五分の一に引き上げるという内容になっていますが、そもそも財源が足りないことに対する抜本的な対策が示されていません。消費増税の際、量的拡充と質の向上を実現するために必要とされた一兆円超のうち、〇・七兆円分は消費増税で確保する方針でしたが、残りますが、政府の見解を伺います。

少子化対策も含めて考えるのであれば、社会全体で支えるための安定的な財源確保が必要と考えますが、政府の見解を伺います。

また、拠出金を活用した企業主導型保育事業については、内閣府の報告によれば、昨年度は全国二十三の施設で助成金の不正受給が発覚するなど、一部の施設ですら運営実態が明らかとなっています。

新しい子育て安心プランにおいても、企業主導型保育事業による保育の受皿整備を行うのでしょうか。行われる場合、約十四万人分のうちどの程度の受皿が企業主導型保育事業によって整備されるのでしょうか。まずは不正受給対策等を徹底する必要がありますと考えますが、お考えを伺います。

今回の見直しの影響で、約六十一万人、全体の四%の子供が受給の対象から外されます。子供を育成する基本的な責任は保護者にありますが、子供は育ちの場を選ぶことはできません。子供に間する社会手当や現物給付は子供自身に対する給付と位置づけ、世帯の所得によらず、全ての子供を平等に取り扱うべきと考えますが、政府の見解を伺います。

また、今回の改正によって、手当の廃止対象となる子育て世帯の負担が増えることは明白です。年収一千二百万円の御家庭の場合、そこから税金や保険料を差し引くと手取りは約八百六十万円。こ

のくらいの収入であれば月五千円の負担増は大丈夫だろうという理屈があると推察しますが、なぜ千二百万円なのか、改めてその根拠を御説明ください。

これまで子育て支援の財源確保のために消費増税や扶養控除を廃止してきた経緯を踏まえれば、待機児童対策の財源三百七十億円を捻出するため、新たな予算措置をすることなく、児童手当を縮小するという形で子育て世帯間の負担のつけ替えを行っている点は問題だと考えます。消費増税等で解消できなかつたのであれば、その理由説明や予算検証、ほかからの財源確保の検討などを先にしっかりと行い、国民に示すべきと考えますが、政府の見解を伺います。

また、日本の子育て支援に対する国の予算規模はまだまだ十分ではありません。児童手当や保育所運営費を含む家族関係社会支出の対GDP比は僅か一・二九%となっています。これは、イギリスやスウェーデンなど諸外国に比べて低い現状にあります。

私は、少子高齢化先進国である日本は、今後、世界で一番子供を育てやすい国、子供に手厚い国を目指すべきだと考えていました。そのためにも、まずは児童手当や扶養控除等の家族政策に関する予算を少なくとも現状の二倍以上にすべきと考えますが、政府の認識を伺います。

最後に、国民民主党は、全ての子供たちが安心できる環境で健全に育まれ、同時に、全ての保護者がゆとりと責任を持つて子育てができる社会基盤を構築することを目指し、特定財源として子供国債の創設を二年前から提案しています。政府内においても是非とも検討していただきたいと思います。

以上で私の発言を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

令和三年四月一日 衆議院会議録第十六号

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する浅野哲君の質疑及び児童手当法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する浅野哲君の質疑

○副議長（赤松広隆君）　浅野哲君
〔浅野哲君登壇〕　浅野哲君
○浅野哲君　国民民主党・無所属
です。

また、今回の改正によって、手当の廃止対象となる子育て世帯の負担が増えることは明白です。年収千二百万円の御家庭の場合、そこから税金や保険料を差し引くと手取りは約八百六十万円。こ

以上で私の発言を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)
〔國務大臣坂本哲志君登壇〕

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

(拍手)

今回の改正案は、待機児童対策としての保育の受皿十四万人分確保に向けた財源を確保するため、事業主の拠出金割合を五分の一に引き上げるという内容になっていますが、そもそも財源が足りないことに対する抜本的な対策が示されていません。消費増税の際、量的拡充と質の向上を実現するために必要とされた一兆円超のうち、〇・七兆円分は消費増税で確保する方針でしたが、残り〇・三兆円のめどは立っていません。

少子化対策も含めて考えるのであれば、社会全体で支えるための安定的な財源確保が必要と考えますが、政府の見解を伺います。

また、拠出金を活用した企業主導型保育事業については、内閣府の報告によれば、昨年度は全国二十三の施設で助成金の不正受給が発覚するなど、一部の施設でずさんな運営実態が明らかとなっています。

新しい子育て安心プランにおいても、企業主導型保育事業による保育の受皿整備を行うのでしょうか。行われる場合、約十四万人分のうちどの程度の受皿が企業主導型保育事業によって整備されるのでしょうか。まずは不正受給対策等を徹底する必要もあると考えますが、お考えを伺います。

今回の見直しの影響で、約六十一万人、全体の四%の子供が受給の対象から外されます。子供を育成する基本的な責任は保護者にあります。子供に関する社会手当や現物給付は子供自身に対する給付と位置づけ、世帯の所得によらず、全ての子供を平等に取り扱うべきと考えますが、政府の見解を伺います。

これまで子育て支援の財源確保のために消費増税や扶養控除を廃止してきた経緯を踏まえれば、待機児童対策の財源三百七十億円を捻出するため縮小するという形で子育て世帯間の負担のつけ替えを行っている点は問題だと考えます。消費増税等で解消できなかつたのであれば、その理由説明や予算検証、ほかからの財源確保の検討などを先にしっかりと行い、国民に示すべきと考えます

が、政府の見解を伺います。

また、日本の子育て支援に対する国の予算規模はまだまだ十分ではありません。児童手当や保育所運営費を含む家族関係社会支出の対GDP比は僅か一・二九%となっています。これは、イギリスやスウェーデンなど諸外国に比べて低い現状にあります。

私は、少子高齢化先進国である日本は、今後、世界で一番子供を育てやすい国、子供に手厚い国を目指すべきだと考えていました。そのためにも、まずは児童手当や扶養控除等の家族政策に関する予算を少なくとも現状の二倍以上にすべきと考えます。ですが、政府の認識を伺います。

最後に、国民民主党は、全ての子供たちが安心できる環境で健全に育まれ、同時に、全ての保護者がゆとりと責任を持つて子育てができる社会基盤を構築することを目指し、特定財源として子供国債の創設を二年前から提案しています。政府内においても非とも検討していただきたいと思いま

○国務大臣(坂本哲志君) 浅野哲議員の御質問にお答え申し上げます。

安定的な財源確保の必要性についてお尋ねがありました。

待機児童対策については、これまで、待機児童解消加速化プラン、子育て安心プランに基づき、消費税財源や事業主からの拠出金を活用しつつ、待機児童の解消に取り組んでまいりました。

今般の新子育て安心プランの財源については、昨年末の全世代型社会保障改革の方針において、「社会全体で子育てを支援していくとの大きな方向性の中で、公費に加えて、経済界に協力を求めることにより安定的な財源を確保する」とされていました。

引き続き、少子化社会対策大綱等に基づき、必要な安定財源を確保しつつ、更なる保育の受皿確保を含め、少子化対策を全体として確実に進めてまいります。

新プランにおける企業主導型保育事業の位置づけについてお尋ねがありました。

新子育て安心プランにおいては、市町村計画の積み上げや女性就業率の上昇見通しを基に、約十四万人分の保育の受皿整備をすることとしたものです。

約十四万人分の受皿整備については、これまでの市町村における受皿整備量を踏まえれば、市町村において整備可能であると考えられるため、企業主導型保育施設の整備は含まれておりません。

なお、企業主導型保育事業については、不正事案等の課題に対応するため、実施機関である児童育成協会において、新規申請施設に対する審査基準の厳格化や、運営施設に対する年一回の立入調査のほか、公認会計士等による専門的な財務監査、施設長OB等の巡回指導員による巡回指導などを実施することにより、不正受給事案の防止は

もとより、施設における保育の質の向上や事業の継続性の確保を図っているところです。

引き続き、実施機関による事業の実施状況等について、内閣府による指導、支援の下、継続的に点検、評価を行い、事業の効果的、安定的な運営を図ってまいります。

子ども・子育て支援の所得制限についてお尋ねがありました。

子育て世帯に対する支援としては、これまでも、児童教育、保育の無償化などを行っており、さらに、不妊治療助成の拡充や、新子育て安心プランの実施による待機児童の解消などを行っています。

この運営に必要となる追加費用については、今般の児童手当の見直しにより生じる財源等に加え、企業からも一千億円を追加拠出していただきます。

児童手当の特例給付の見直しについては、このような総合的な少子化対策を進める中で、長年の課題である待機児童問題の最終的な解決を図るものであり、全体のバランスを考えた上で措置であることを御理解いただきたいと考えています。

児童手当の所得制限の額として、今後の見直しについてお尋ねがありました。

児童手当については、年収一千二百万円相当以上の方については月額五千円の特例給付を支給しないこととしておりますが、これは、他の制度等を参考しながら、総合的に検討した結果です。

具体的には、例えば、税制において、配偶者控除を受けることができる年収の上限が一千百九十五万円となっていることや、保育料の所得判定区分のうち最も高い保育料が適用される区分が世帯年収一千百三十万円以上となっていることも参考

しながら、総合的に検討したものです。

なお、改正法案では、附則に検討規定を設け、子供の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方や支給要件の在り方にについて検討することとしています。その際には、少子化の状況を始め、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況、子育て家庭への影響もよく注視しながら、少子化の進展への対処に寄与する観点から検討してまいります。

家族政策に関する予算への政府の認識についてお尋ねがありました。

国によって国民負担率などが異なることから、単純に比較することは適当ではありませんが、我が国の家族関係社会支出の対GDP比は、欧州諸国に比べて低水準となっているものと認識しています。総合的な少子化対策を大胆に進めていくためには、必要な安定財源を確保しつつ、効果的な少子化対策に、できることから速やかに着手することが重要だと考えています。

これまで、児童教育、保育の無償化などを充実させることとしています。これまでも、児童手当全体への支援を行っており、今般、子育て世帯全体への支援を更に充実させることとしています。

引き続き、少子化社会対策大綱等に基づき、必要な安定財源を確保しつつ、少子化対策を全体として確実に進めてまいります。

子供国債の検討についてお尋ねがありました。

総合的な少子化対策を進めていくための財源確保の方策については、様々な議論があると承知しています。将来世代の負担増を招くことがないよう、必要な安定財源を確保しながら、少子化対策を全体として確実に進めてまいります。

以上です。(拍手)

(国務大臣田村憲久君登壇)

○国務大臣(田村憲久君) 浅野哲議員にお答えいたします。

待機児童の解消についてお尋ねがありました。

保育の利用申込みの増加に対応するために、政権交代以来、約七十二万人の保育の受皿を整備し、昨年四月の待機児童数は、調査開始以来最少

○副議長(赤松広隆君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十七分散会

出席国務大臣
國務大臣 麻生太郎君
國務大臣 武田良太君
國務大臣 上川陽子君
厚生労働大臣 田村憲久君
国土交通大臣 赤羽一嘉君
國務大臣 井上信治君
國務大臣 加藤勝信君
國務大臣 坂本哲志君
内閣府副大臣 三ツ林裕巳君

○議長の報告
(通知書受領)

一、去る三月二十六日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

令和三年度一般会計予算

利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案

律案 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員古本伸一郎君提出待機児童の定義及びその解消のあり方に関する質問に対する答弁書

一、昨三月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

尾辻かな子君

辻元

和親君

藤丸 敏君

岩田

川内

宮澤

佐市君

神山

川内

博史君

宮澤

博行君

長尾

敬君

阿部

知子君

川内

博史君

川内

宮澤

博行君

長尾

敬君

阿部

知子君

川内

例示」としているが、自治体は事実上この定義に基づき待機児童数を集計しているのではないか。自治体における集計の際の判断としてどの程度「例示」に基づいているか、国における把握の有無と国の現状認識を問う。

二　国はあくまで例示とするが、登園可能な保育所を「自宅から二十～三十分未満」と記載しているのは、国が保護者の朝夕の往復一時間程度の送り及び迎えの負担を妥当と判断しているためということであるのか、認識について質問す。

三　「自宅から二十～三十分未満」の保育所は、地域や移動手段、保護者の通勤状況によつては、保護者が多大な負担がかかる場所に立地する場合もあると考えられる。こうした送り及び迎えの負担が理由で自治体から案内された保育所を保護者が断念する場合は、現行の保育課長通知「保育所等利用待機児童数調査について」によれば、待機児童数に集計されない。政府は、待機児童数は「同じ物差しで見ていつたときに確実に減少している」と通知の効用を認める一方、「あくまで例示」柔軟に解釈していただくことは可能」とも答弁している。この矛盾した状況を解決するために、国は例示において時間のみ具体的に記載する規定を改めて、保護者の負担に配慮を行い、より妥当な基準を複数例示する形に変えてはどうか。お尋ねする。

四　政府は現行の待機児童数調査に集計されない、いわば隠れた待機児童の解消について、「」の定義とはまた別に、個別補助金等々で手当をしていく「政策の中で考えていくたい」としているが、補助金や政策のあり方ではない、國の通知に基づく待機児童数調査による実態把握の精度そのものに原因があると考える。保護者の送迎負担の観点から往復一時間以内であれば妥当とする現実的ではない基準で待機児童数の調査が行われ、数値が保護者の実感とも乖離して出る限り、自治体は眞の待機児童の実

態把握が困難となる。結果として保育ニーズに十分に対応できない現状があるのではないか。自治体における集計の際の判断としてどの程度「例示」に基づいているか、国における把握の有無と国の現状認識を問う。

五　国は通知の見直しを行わない場合であつては、保護者の実態に寄り添つた眞の待機児童の解消にあたっては、国の通知を基準に待機児童数を集計し、「待機児童数ゼロ」を目的化して内外に示すだけでは自治体としても保育環境を改善できない。現状待機児童には含まれず、「特定の保育所等を希望する者」としてしか把握されない方々のニーズにもきちんと対応すべきである旨、自治体に重ねて通知する必要があると考えるが、政府の見解を問う。通知の見直しを行わない場合には、あわせて「あくまで例示として国の方でお示しをしているもの」「柔軟に解釈していただくことは可能」の旨も通知するべきと思うが、お尋ねする。

六　政府として、待機児童数調査は集計上の待機児童ゼロが目的ではなく、実態を表に出し、保育環境を良くすることが目的と考えているといふことである。質問する。

七　待機児童解消には、国の通知の問題のみならず、いかに地域の保育ニーズを踏まえ、保育所を計画的に増設するか考へることも重要である。豊田市のケースでは近年マンションを中心子育て世帯の流入人口が多い地区に集計上の「特定の保育所等を希望する者」が偏る傾向があり、自治体が都市計画の段階より、将来の保育ニーズを踏まえた街づくりをする必要がある。しかししながら、今後、人口減少等により保育ニーズが減少することも想定されることから、積極的な設備投資を見送る自治体の現場の事情も推察できる。役割を終えた保育施設を将来、例えば介護施設に転用して有効活用することも考えられるが、施設類型によって施設基準が異なるため、柔軟な許認可に至らないケースも想

定される。自治体が躊躇なく今ニーズのある保育施設を拡充するための国の支援として、将来保育施設の定員に空きが出た時の施設の有効活用等の支援策として何が考えられるか、例示願いたい。その際、財政支援及び規制緩和の観点から自治体は国に何を期待できるのか、方向性も併せてお示し願いたい。

八　政府の進める「新子育て安心プラン」はできるだけ早く待機児童の解消を目指すとしているが、具体的に国はどのような施策を行う予定なのが、とりわけ国の通知を基にした待機児童数調査では捉えきれない潜在的待機児童を少しでも減らすための施策としてどのようなものを想定しているのか。子育て世帯が流入する地域には特に計画的な認可保育所の増設が求められている。国は各地域の実態を把握し、都市計画の段階から自治体と協力して財政支援を含め保育所の増設を後押ししてはどうか。それぞれ政府の見解を問う。

右質問する。

令和三年三月二十六日
内閣衆質二〇四第七八号

令和三年三月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議員古本伸一郎君提出待機児童の定義及びその解消のあり方にに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員古本伸一郎君提出待機児童の定義及びその解消のあり方にに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

第一号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知別紙。以下「調査要領」という。において示しているとおり、「保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報の提供を行つたにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合」等を待機児童数に含めないこととした上で、「他に利用可能な保育所等」について、「立地条件が登園するのに無理がない」とことをその要件の一つとしているところ、当該要件に該当するかは「地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて判断する」こととしており、「例えば、通常の交通手段により、自宅から二十～三十分未満で登園が可能」との記載は、当該要件の例示として示しているにすぎず、各地方公共団体は、当該例示のみによらず、地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて、当該要件に該当するかを判断した上で、待機児童数を把握しているものと認識している。

二について

御指摘の「自宅から二十～三十分未満」の記載は、一についてでお答えしたとおり、「他に利用可能な保育所等」についての要件の一つである「立地条件が登園するのに無理がない」との例示にすぎず、保護者の「送り及び迎えの負担」の程度に関する一律の解釈を示したものではない。

三から五までについて

御指摘の「より妥当な基準」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「自宅から二十～三十分未満」の記載は、一についてでお答えしたとおり、「他に利用可能な保育所等」についての要件の一つである「立地条件が登園するのに無理がない」との例示にすぎず、保護者の「送り及び迎えの負担」の程度に関する一律の解釈を示したものではない。

一について

全国の保育所等の待機児童数を把握するための調査(以下「保育所等利用待機児童数調査」という)における待機児童数から除く児童の取扱いについては、「保育所等利用待機児童数調査要領」(令和二年三月十六日付け子保発〇三一六

方公共団体に対し、令和三年一月の全国厚生労働関係部局長会議において、同年四月一日時点の保育所等利用待機児童数調査について「各地区町村におかれては、引き続き、保護者に『寄り添う支援』の実施等により保護者のニーズを丁寧に把握」するようお願いしているところであります。

少地域等における保育に関するニーズや事業継続に向けた取組事例に関する調査研究において、地域の保育ニーズに対応した保育の受皿の確保や安定的な保育所等の運営に向けた取組に関する事例等を把握し、各地方公共団体に周知することとしている。

令和三年三月十六日提出
質問 第二十九号

今後の経済対策に関する質問主意書

提出者 源馬謙太郎

(同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域をいう。)において市町村が行う保育所等の整備に要する費用の一部を補助する支援を行つてあるところである。

二 現在の消費課税に関する問題は、低所得者や中小・小規模事業者ほど負担が大きい逆進性の問題が指摘されています。この問題に対しても、食料品などの生活必需品に低い税率を適用する解決策が一例として挙げられますが、国民に対するどのような利点や欠点があるのか、政府の見解を伺います。

三 地域経済・社会の担い手である中小企業を守るために、国や地方自治体は地元中小企業への発注を大幅に増加させるべきであり、受注企業が下請け企業に発注する場合、発注先の企業も地元限定にすべきだという考え方もあります。この意見を取り入れることで、地域にはどのような好影響があるのか。また、今後この政策を実行する予定はあるのか。そして、地域活性化のために、他の政策は考えているのか、政府の見解

四 ポストコロナに向けて、地域経済を再生する
ことが早期の経済回復につながると考えます。
そのためには、地元の飲食店や生活関連サービス等における消費を促すべきだという意見もありますが、政府はそれに対して賛成か反対か。賛成である場合、現在どのような具体的な支援策があり、地域への働きかけはどの程度進んでいるのか、政府の見解を伺います。

雇用を守るために企業の継続に、必死の努力を続けています。新型コロナウイルスの影響の長期化が予想される中、それに対応した、新たな支援施策も含め、支援施策を一層拡充していくことが求められています。雇用と地域社会を守り、日本経済崩壊の危機を防ぐためには、中小企業の維持・発展が不可欠であると考え、以下の質問をします。

オンライン化が大変役に立ち、テレワークやリモートワークが増加しました。便利になった一方で、国民の間での所得格差や学習機会の格差が拡大するのではないかという見解もあります。そもそもこのような格差の存在や格差の拡大を認識しているか。それが重大なものと政府は捉えているのか。また、重大な場合、どのような政策を考えているのか、政府の見解を伺います。

内閣衆質二〇四第七九号

令和三年三月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員源馬謙太郎君提出今後の経済対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員源馬謙太郎君提出今後の経済対策に関する質問に対する答弁書

一について

消費税については、急速な高齢化を背景に社会保障給付費が大きく増大する中で、国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合うという観点から、社会保障の財源として位置付けられており、消費税率を引き下げるることは考えておらず、消費税率については、お答えすることは差し控えたい。

二について

消費税の軽減税率制度については、高所得者にも恩恵が及ぶという側面はあるものの、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用している商品の消費税負担を直接軽減することにより、消費者にとって、買物の都度、痛税感の緩和を実感できるとともに、いわゆる消費税の逆進性を緩和できるといった意義があると考えている。

三について

御指摘の「受注企業が下請け企業に発注する場合、発注先の企業も地元限定にすべきだという考え方」については、その意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねの影響や予定をお答えすることは困難である。

また、地域活性化のため、「第二期【まち・ひと・しごと創生総合戦略】(二〇二〇改訂版)」(令和二年十二月二十一日閣議決定)に基づき、国として各地域の特色を踏まえた自主的・主体的な取組を促進することが重要であると考えて

いる。
四について

地域経済の回復のためには、飲食店や生活関連サービス等における消費を含め、地域の消費に係る需要を喚起していくことが必要であると考えている。政府としては、例えば、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用して、地方公共団体が、地域の実情に応じたきめ細かな取組を着実に進めていると承知している。

五について

御指摘の「格差」については、様々な議論があり、一概には申し上げられないが、固定化されず、人々の許容の範囲を超えたものとならないことが重要であると考えており、税制や社会保障による所得再分配に加え、高等教育の無償化等を含む全世代型社会保障の実現、ひとり親家庭への支援、子供の貧困対策、同一労働同一賃金の実現等を通じた非正規雇用労働者の待遇改善、最低賃金の全国的な引上げ等に取り組んでいるところである。

一、去る三月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員西村智奈美君提出労働契約法第十八条「無期転換ルール」の実態に関する質問に対する答弁書

令和三年三月十九日提出
質問 第八〇号
労働契約法第十八条「無期転換ルール」の実態に関する質問主意書

提出者 西村智奈美

労働契約法第十八条「無期転換ルール」の実態に関する質問主意書

報道によれば、有期労働契約が五年を超れば

無期労働契約に転換できる「無期転換ルール」(労

働契約法第十八条)に関して、実際には、無期転

換権行使できるはすの人たちが、無期転換権を

取得する前に雇止めされてしまう事例が非常に多

く報告されている。これは平成二十四年の労働契

約法改正時、無期転換ルールを導入する際に非常

に危惧されていたことであり、そのときの懸念がまさに現実化してしまっている。

平成二十四年の労働契約法改正の際、その附則第三項で、第十八条の無期転換ルールに関する、

政府は、施行後八年を経過した場合において、新労働契約法第十八条の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と定められた。

また、立憲民主党代表の枝野幸男議員が平成二十九年十一月二十日の衆議院本会議での質疑において、労働契約法改正により導入された無期転換ルールに関する質問したところ、安倍晋三前内閣総理大臣は、「無期転換ルールについてのお尋ねがありました。まず、無期転換ルールを避ける目的で雇い止めをすることは、法の趣旨に照らして望ましいものではない」ということを申し上げました。このため、無期転換ルールの適切な適用のため、都道府県労働局に特別相談窓口を設置するなど、企業への周知や啓蒙、指導にしっかりと取り組んでまいります。御指摘の企業における事例については、現在厚生労働大臣において実態を調査中であり、調査結果を踏まえて必要な対応をとつてまいります。」と答弁している。

以上を踏まえて、質問する。

二について

〔別紙〕
衆議院議員西村智奈美君提出労働契約法第十八条「無期転換ルール」の実態に関する質問に対する答弁書

内閣衆質二〇四第八〇号
令和三年三月三十日
内閣総理大臣 菅 義偉
衆議院議長 大島 理森殿

二、『調査結果を踏まえて必要な対応をとつてまいります』との答弁だが、具体的にはどのような対応をとつているか。既に実際に行われている対策はあるか。実施予定、実施済みを含めて開示されたい。

右質問する。

されていいる『実態の調査』は、現在、どのような進捗状況になつているか。既に調査済みであれば、調査結果を開示されたい。

労働者に対する周知を進めるとともに、企業において無期転換に対応するための手順等をまとめたパンフレットの配布等により、企業に対する支援を行っているところである。

令和三年三月十九日提出
質問 第八一号

新型コロナウイルス感染症療養者及び濃厚接触者等の選挙権行使に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

新型コロナウイルス感染症療養者及び濃厚接触者等の選挙権行使に関する質問主意書

日本憲法は、第十五条规定第一項に「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と定めている。日本国民は、障害の有無にかかわらず主権者として参政権を保障され、円滑に選挙権行使できるよう様々な投票制度が講じられている。しかしながら、国民が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に定める新型コロナウイルス感染症を発症又は濃厚接触者に該当した場合、投票制度の対応が不十分であり、国民固有の権利行使できない事例がある。右を踏まえ、以下質問する。

一 新型コロナウイルス感染症を発症した入院者(以下「入院者」という。)への投票制度について

入院者は、新型コロナウイルス感染症指定医療機関、入院患者受入病床を確保した医療機関が不在者投票制度を行う施設に指定されている場合、施設内で選挙権行使できる。各自治体の新型コロナウイルス感染症指定医療機関、入院患者受入病床を確保した医療機関の全では、都道府県選挙管理委員会が指定する不在者投票実施設となつてゐる。なつてないのであれば、入院者の選挙権行使の機会が確実に確保されるよう、政府として各都道府県選挙管理委員会が選挙権行使の機会を確保するよう、選挙権行使の機会が確保されるよう、通知を發出するべきと考へるが、政府の見解を問う。

2 政府は、令和二年四月七日の参議院議院運営委員会において、選舉について「不要不急の外出には当たらない」としている。感染者等が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令(令和二年厚生労働省令第七十二号)に基づく宿泊療養や自宅療養の協力要請に従わない場合、事由が投票のためであつても、同省令に基づく協力拒否者への入院勧告、入院措置の適用対象者とするか、政府の見解を問う。

3 不在者投票に関して、市町村選挙管理委員会が新型コロナウイルス感染症宿泊療養施設に投票記載所を設ける手法がある。この他に

員会へ通知を發出するべきと考えるが、政府の見解を問う。

また、新型コロナウイルス感染症指定医療機関、入院患者受入病床を確保した医療機関の宿泊施設において、現時点で政府が把握している、不在者投票施設に指定されている数とその割合を伺いたい。

二 宿泊療養者、自宅療養者及び感染者の同居者を含む濃厚接触者(以下「感染者等」という。)への投票制度について

1 感染者等は、投票制度上、選挙人名簿に基づく指定投票所又は期日前投票所を利用しなければならない。感染症法上、感染者等の外出自粛等については、宿泊療養及び自宅療養の協力要請規定が定められているのみで強制とはなっていない。また、公職選挙法上、新型コロナウイルス感染症発症者及び濃厚接触者の投票を禁止する規定はない。こうしたことから、感染者等が療養施設や自宅から外出し、指定投票所又は期日前投票所で選挙権を行使して差し支えないか、政府の見解を問う。

2 政府は、令和三年三月一日付の読売新聞夕刊によると、千葉県の選挙管理委員会は、「国が入院以外の療養者も投票できる仕組みを作つてしまふ」と述べている。政府として各都道府県選挙管理委員会に対して、指定感染症感染者等の選挙権の行使に関する対応方法を發出したことはあるか、詳細を伺いたい。ないのであれば、

も、巡回型の移動投票所が適用可能との学識者からの見解もある。令和三年三月十六日の参議院総務委員会において、令和三年四月二十五日執行の補欠選挙に関して、「ホテル等の宿泊施設の療養者については、市町村の選挙管理委員会が当該宿泊施設に期日前投票所あるいは不在者投票記載場所を設けたような場合には当該宿泊施設において投票を行うこと」が可能であるとの通知を行つたとされるが、詳細を伺いたい。

また、感染者等の選挙権行使の機会がより一層確保されるよう、政府として全国の都道府県選挙管理委員会へ選挙権の行使に関する通知を發出するべきと考えるが、政府の見解を問う。

三 質問一及び二について、新型コロナウイルス感染症以外の指定感染症に關しても、感染症法に定められた指定感染症感染者等は参政権が保障され、円滑に選挙権行使できなければならぬ。令和三年三月一日付の読売新聞夕刊によると、千葉県の選挙管理委員会は、「国が入院以外の療養者も投票できる仕組みを作つてしまふ」と述べている。政府として各都道府県選挙管理委員会に対して、指定感染症感染者等の選挙権の行使に関する対応方法を發出したことはあるか、詳細を伺いたい。ないのであれば、

また、「入院者の選挙権行使の機会が確実に確保されるよう、政府として各都道府県選挙管理委員会へ通知を發出するべき」との御指摘につけば、令和三年三月十日に、新型コロナウイルス感染症により入院している患者は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十九条第一項の規定による病院等における不在者投票を行なうことができるること等について、総務省から北海道、長野県及び広島県の選挙管理委員会に対して通知し、その他の都道府県の選挙管理委員会に対しても周知した。

なお、不在者投票制度について投票の秘密や選挙の公正が確保された管理執行ができる施設を指定するものであり、それぞれの地域の実情を踏まえ、適切な指定がなされるよう、国政選

[別紙]

衆議院議員丸山穂高君提出新型コロナウイルス感染症療養者及び濃厚接触者等の選挙権行使に関する質問に対する答弁書

内閣衆質二〇四第八号
令和三年三月三十日

衆議院議長 大島 理森殿 内閣総理大臣 菅 義偉
衆議院議員丸山穂高君提出新型コロナウイルス感染症療養者及び濃厚接触者等の選挙権行使に投票記載所を設ける手法がある。この他に

挙、統一地方選挙等に際し、同省から各選挙管
理委員会に対し要請しているところである。

二の1について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療
に関する法律(平成十年法律第百十四号)以下
「感染症法」という。)第四十四条の三第一項及び

第二項の規定により、御指摘の「宿泊療養及び
自宅療養等の新型コロナウイルス感染症の感
染の防止に必要な協力を求められた者は、同条
第三項の規定により、これに応ずるよう努めな
ければならないこととされている。

また、公職選挙法上、お尋ねの「感染者等が
療養施設や自宅から外出し、指定投票所又は期
日前投票所で選挙権を行使」することを禁止す
る規定はない。

二の2について

新型コロナウイルス感染症を指定感染症とし
て定める等の政令第三条において準用する感染
症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する
法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める
者等を定める省令(令和二年厚生労働省令第百
七十二号)は、新型インフルエンザ等対策特別
措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚
生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和
三年厚生労働省令第二十四号)第一条の規定に
より令和三年二月十三日に廃止されており、お
尋ねの意味するところが必ずしも明らかではな
いが、新型コロナウイルス感染症の患者が感染
症法第四十四条の三第一項及び第二項の規定に
よる協力の求めに応じない場合に、感染症法第
二十六条第二項において読み替えて準用する感
染症法第十九条第一項の規定による入院の勧
告、同条第三項の規定による入院の措置等の対
象になるか否かは、御指摘の「事由が投票のた
め」であるか否かを問わず、感染症法の規定に
基づき、個別の事案に応じて適切に判断される
べきものであり、一概にお答えすることは困難

であると考えている。

二の3について

御指摘の「令和三年四月二十五日執行の補欠

選挙に関して、・・・通知を行つた」ことについ
ては、令和三年三月十日に、市町村の選挙管理

委員会が宿泊施設に期日前投票所又は不在者投

票管理者の管理する投票を記載する場所を設け

た場合には、当該宿泊施設において期日前投票

又は不在者投票を行うことができること、この

場合、感染防止を図りつつ、選挙の公正を確保

できるよう、保健福祉部局等と特に緊密に連携

すること等について、北海道、長野県及び広島

県の選挙管理委員会に対して通知し、その他の

都道府県の選挙管理委員会に対しても周知したと

ころである。

また、「感染者等の選挙権行使の機会がより

一層確保されるよう、政府として全国の都道府

県選挙管理委員会へ選挙権の行使に関する通知

を発出するべき」との御指摘については、当該

通知及び周知のほか、選挙の管理執行における

新型コロナウイルス感染症への対応について、

行われる選挙の管理執行に万全を期すため、総

務省から各都道府県の選挙管理委員会に対し、

数次にわたり留意事項及び各選挙管理委員会

における取組事例を示しているところである。

三について

お尋ねの「指定感染症感染者等の選挙権の行
使に関する対応方法」の意味するところが必ず
しも明らかではないが、一について述べたと
おり、国政選挙、統一地方選挙等に際し、総務
省から各選挙管理委員会に対し、それぞれの地
域の実情を踏まえ、不在者投票施設の適切な指
定がなされるよう要請するなどしているところ

である。

総務大臣武田良太君不信任決議案

右の議案を提出する。

令和三年三月三十一日

提出者

安住 淳

本多 平直
穀田 恵二
古川 元久
照屋 寛徳

賛成者
阿久津幸彦外百二十五名

総務大臣武田良太君不信任決議

本院は、総務大臣武田良太君を信任せず。

右決議する。

日本国憲法に明記しているとおり、すべて公務
員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者では
ない。しかし、平成十年に発覚した大蔵省接待汚
職事件に象徴されるように、かつて公務員が特定
の業界、業者と癒着し、行政を大きく歪める事件
がしばしば発生した。こうした事態を受け、行政
に対する国民の信頼を回復するため、平成十二年
には国家公務員倫理法が施行された。

今般、総務省幹部が組織ぐるみで、菅総理の長
男が勤務する東北新社やNTTから違法な接待を
受けたことが明らかになつたが、これらは國
家公務員倫理法、さらには憲法をも踏みにじる、
公務員にあるまじき行為と言ふほかない。

しかも歴代総務大臣、政務三役の接待まで明ら
かになつたことは、底知れない癒着を示してい
る。これら一連の接待によって放送・通信行政
が歪められた疑惑は極めて重大である。

しかるに総務大臣武田良太君はこの間、真相究
明には及び腰の姿勢に終始した。総務省の内部調
査は、後追いで新たな事実が判明するというお粗
末極まりないものとなり、挙げ句の果てには、武
田大臣自らが官僚に対し、「記憶がないと言え」と
指示した疑いまで浮上した。そもそも武田大臣自
身、NTT幹部との会食に同席しながら、当初は
それを認めず、見苦しい言い逃れを繰り返してお

り、総務省を指揮監督する資格はない。武田大臣
のもとでは行政に対する信頼回復は到底望めず、
国民の不信感は増すばかりである。
これが総務大臣武田良太君不信任の理由であ
る。

右に提出する。

民法等の一部を改正する法律案

令和三年三月五日

内閣総理大臣 菅 義偉

理由
本院は、総務大臣武田良太君を信任せず。

日本国憲法に明記しているとおり、すべて公務
員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者では
ない。しかし、平成十年に発覚した大蔵省接待汚
職事件に象徴されるように、かつて公務員が特定
の業界、業者と癒着し、行政を大きく歪める事件
がしばしば発生した。こうした事態を受け、行政
に対する国民の信頼を回復するため、平成十二年
には国家公務員倫理法が施行された。

今般、総務省幹部が組織ぐるみで、菅総理の長
男が勤務する東北新社やNTTから違法な接待を
受けたことが明らかになつたが、これらは國
家公務員倫理法、さらには憲法をも踏みにじる、
公務員にあるまじき行為と言ふほかない。

しかも歴代総務大臣、政務三役の接待まで明ら
かになつたことは、底知れない癒着を示してい
る。これら一連の接待によって放送・通信行政
が歪められた疑惑は極めて重大である。

しかるに総務大臣武田良太君はこの間、真相究
明には及び腰の姿勢に終始した。総務省の内部調
査は、後追いで新たな事実が判明するというお粗
末極まりないものとなり、挙げ句の果てには、武
田大臣自らが官僚に対し、「記憶がないと言え」と
指示した疑いまで浮上した。そもそも武田大臣自
身、NTT幹部との会食に同席しながら、当初は
それを認めず、見苦しい言い逃れを繰り返してお

り、総務省を指揮監督する資格はない。武田大臣
のもとでは行政に対する信頼回復は到底望めず、
国民の不信感は増すばかりである。
これが総務大臣武田良太君不信任の理由であ
る。

右の議案を提出する。

第二百九条第二項中「前項」を「第一項」に、
切取り

官 報 (号 外)

り、当該共有者以外の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判をすることができる。
3 共有物の管理者は、共有者が共有物の管理に関する事項を決した場合には、これに従つてその職務を行わなければならない。
4 前項の規定に違反して行つた共有物の管理者の行為は、共有者に対してその効力を生じない。ただし、共有者は、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。
第二百五十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(裁判による共有物の分割)」を見出しつけた。

4 裁判所は、同条第一項中「とき」の下に「又は協議をすることができないとき」を加え、同条第二項中「において」を「に」に規定する方法により改め、「の現物」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 裁判所は、次に掲げる方法により、共有物の分割を命ずることができる。
一 共有物の現物を分割する方法
二 共有者に債務を負担させて、他の共有者との持分の全部又は一部を取得させる方法
第二百五十八条に次の二項を加える。

4 裁判所は、共有物の分割の裁判において、当事者に対し、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずことができ。
第二百五十八条の二 共有物の全部又はその持分が相続財産に属する場合において、共同相続人間で当該共有物の全部又はその持分について遺産の分割をすべきときは、当該共有物又はその持分について前条の規定による分割をすることができない。
2 共有物の持分が相続財産に属する場合において、相続開始の時から十年を経過したときは、前項の規定にかかわらず、相続財産に属する共有物の持分について前条の規定による

3 第二百五十八条の二 共有物の全部又はその持分が相続財産に属する場合において、共同相続人間で当該共有物の全部又はその持分について遺産の分割をすべきときは、当該共有物又はその持分について前条の規定による分割をすることができない。
2 所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合(共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に限る)において、相続開始の時から十年を経過していないときは、裁判所は、前項の裁判をすることができない。
3 第二百五十八条の二 共有物の全部又はその持分が相続財産に属する場合において、共同相続人間で当該共有物の全部又はその持分について遺産の分割をすべきときは、当該共有物又はその持分について前条の規定による分割をすることができない。
4 第二百五十八条の二 共有物の全部又はその持分が相続財産に属する場合において、相続開始の時から十年を経過しているときは、裁判所は、第一項の裁判をすることができない。
第二編第三章第三節の次に次の二節を加える。

所有者不明土地管理人が選任された場合に、は、所有者不明土地管理人の対象とされた土地又は共有持分及び所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ動産並びにその管理・処分その他の事由により所有者不明土地管理人が得た財産(以下「所有者不明土地等」という。)の管理及び処分をする権利は、所有者不明土地管理人に専属する。

2 所有者不明土地管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないことをもって善意の第三者に対抗することはできない。

一 保存行為

二 所有者不明土地等の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

(所有者不明土地等に関する訴えの取扱い)

第二百六十四条の四 所有者不明土地管理命令が発せられた場合には、所有者不明土地等に關する訴えについては、所有者不明土地管理命令を原告又は被告とする。

(所有者不明土地管理人の義務)

第二百六十四条の五 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地等の所有者(その共有持分を有する者を含む。)のために、善良な管理者の注意をもって、その権限を行使しなければならない。

2 数人の者の共有持分を対象として所有者不明土地管理命令が発せられたときは、所有者不明土地管理人は、当該所有者不明土地管理命令の対象とされた共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない。

(所有者不明土地管理人の解任及び辞任)

第二百六十四条の六 所有者不明土地等に著しい損害を与えたことその他重要な事由がある

ときは、裁判所は、利害関係人の請求により、所有者不明土地管理人を解任することができる。

2 所有者不明土地管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

(所有者不明土地管理人の報酬等)

第二百六十四条の七 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができない。

2 所有者不明土地管理人による所有者不明土地等の管理に必要な費用及び報酬は、所有者不明土地等の所有者(その共有持分を有する者を含む。)の負担とする。

(所有者不明建物管理命令)

第二百六十四条の八 裁判所は、所有者を知ることはできず、又はその所在を知ることができない建物(建物が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない建物の共有持分)について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る建物又は共有持分を対象として、所有者不明建物管理人(第四項に規定する所有者不明建物管理人をいう。以下この条において同じ。)による管理を命ずる处分(以下この条において「所有者不明建物管理命令」という。)をすることができる。

5 第二百六十四条の二から前条までの規定は、所有者不明建物管理命令及び所有者不明建物管理人について準用する。

第五節 管理不全土地管理命令及び管理不全建物管理命令

(管理不全土地管理命令)

第二百六十四条の九 裁判所は、所有者による土地の管理が不適当であることによつて他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該土地を対象として、管理不全土地管理人(第三項に規定する管理不全土地管理人をいう。以下同じ。)による管理を命ずる处分(以下「管理不全土地管理命令」という。)をすることができる。

3 管理不全土地管理命令の対象とされた土地の処分についての前項の許可をするには、その所有者の同意がなければならない。

(管理不全土地管理人の義務)

第二百六十四条の十一 管理不全土地管理人は、管理不全土地等の所有者のために、善良な管理者の注意をもつて、その権限を行使しなければならない。

2 管理不全土地等が数人の共有に属する場合には、管理不全土地管理人は、その共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない。

(管理不全土地管理人の解任及び辞任)

第二百六十四条の十二 管理不全土地管理人を有するための建物の敷地に関する権利(賃貸

借権その他の使用及び収益を目的とする権利(所有権を除く。)であつて、当該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物の所有者又は共有持分を有する者が有するものに限る。)に及ぶ。

3 裁判所は、管理不全土地管理命令をする場合には、当該管理不全土地管理命令において、管理不全土地管理人を選任しなければならない。

(管理不全土地管理人の権限)

第二百六十四条の十 管理不全土地管理人は、管理不全土地管理命令の効力が及ぶ動産並びにその管理・処分その他の事由により管理不全土地管理人が得た財産(以下「管理不全土地等」という。)の管理及び処分をする権限を有する。

2 管理不全土地管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

一 保存行為

二 所有者不明土地等の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

(所有者不明建物管理命令)

第二百六十四条の八 裁判所は、所有者を知ることはできず、又はその所在を知ることができない建物(建物が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ことができない建物の共有持分)について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る建物又は共有持分を対象として、所有者不明建物管理命令及び所有者不明建物管理人について準用する。

5 第二百六十四条の二から前条までの規定は、所有者不明建物管理命令及び所有者不明建物管理人について準用する。

第五節 管理不全土地管理命令及び管

理不全建物管理命令

第二百六十四条の九 裁判所は、所有者による土地の管理が不適当であることによつて他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該土地を対象として、管理不全土地管理人(第三項に規定する管理不全土地管理人をいう。以下同じ。)による管理を命ずる处分(以下「管理不全土地管理命令」という。)をすることができる。

3 管理不全土地管理命令の対象とされた土地の処分についての前項の許可をするには、その所有者の同意がなければならない。

(管理不全土地管理人の義務)

第二百六十四条の十一 管理不全土地管理人は、管理不全土地等の所有者のために、善良な管理者の注意をもつて、その権限を行使しなければならない。

2 管理不全土地等が数人の共有に属する場合には、管理不全土地管理人は、その共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない。

(管理不全土地管理人の解任及び辞任)

第二百六十四条の十二 管理不全土地管理人を有するための建物の敷地に関する権利(賃

れた土地の所有者又はその共有持分を有する者が所有するものに限る。)に及ぶ。

3 裁判所は、管理不全土地管理命令をする場合には、当該管理不全土地管理命令において、管理不全土地管理人を選任しなければならない。

(管理不全土地管理人の権限)

第二百六十四条の十 管理不全土地管理人は、管理不全土地管理命令の効力が及ぶ動産並びにその管理・処分その他の事由により管理不全土地管理人が得た財産(以下「管理不全土地等」という。)の管理及び処分をする権限を有する。

2 管理不全土地管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

一 保存行為

二 所有者不明土地等の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

(所有者不明建物管理命令)

第二百六十四条の八 裁判所は、所有者を知ることはできず、又はその所在を知ことができない建物(建物が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ことができず、又はその所在を知ことができない建物の共有持分)について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る建物又は共有持分を対象として、所有者不明建物管理命令及び所有者不明建物管理人について準用する。

第五節 管理不全土地管理命令及び管

理不全建物管理命令

第二百六十四条の九 裁判所は、所有者による土地の管理が不適當であることによつて他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該土地を対象として、管理不全土地管理人(第三項に規定する管理不全土地管理人をいう。以下同じ。)による管理を命ずる处分(以下「管理不全土地管理命令」という。)をすることができる。

3 管理不全土地管理命令の対象とされた土地の処分についての前項の許可をするには、その所有者の同意がなければならない。

(管理不全土地管理人の義務)

第二百六十四条の十一 管理不全土地管理人は、管理不全土地等の所有者のために、善良な管理者の注意をもつて、その権限を行使しなければならない。

2 管理不全土地等が数人の共有に属する場合には、管理不全土地管理人は、その共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない。

(管理不全土地管理人の解任及び辞任)

第二百六十四条の十二 管理不全土地管理人を有するための建物の敷地に関する権利(賃

損害を与えたことその他の重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、管理不全土地管理人を解任することができる。

2 管理不全土地管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

2 管理不全土地管理人の報酬等) 第二百六十四条の十三 管理不全土地管理人は、管理不全土地等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。

2 管理不全土地管理人による管理不全土地等の管理に必要な費用及び報酬は、管理不全土地等の所有者の負担とする。

合には、当該管理不全建物管理命令において、管理不全建物管理人を選任しなければならない。

4 第二百六十四条の十から前条までの規定は、管理不全建物管理命令及び管理不全建物管理人について準用する。

第三百九十二条第一項中「按分する」を「按分する」に改める。

第八百九十七条の次に次の一条を加える。
(相続財産の保存)

第八百九十七条の二 家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続財産の保有に必要な処分を命ずることができる。ただし、相続人が一人である場合においてその相続人が相続の単純承認をしたとき、相続人が数人ある場合において遺産の全部の分割がされたとき、又は第九百五十二条第一項の規定により相続財産の清算人が選任されているときは、この限りでない。

2 第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。

二 相続開始の時から始まる十年の期間の満了前六箇月以内の間に、遺産の分割を請求することができないやむを得ない事由が相続人にあつた場合において、その事由が消滅した時から六箇月を経過する前に、当該相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき。

第九百七条の見出し中「審判等」を「審判」に改め、同条第一項中「次条」を「次条第一項」に改め、「場合」の下に「又は同条第二項の規定により分割をしない旨の契約をした場合」を加え、同条第三項を削る。

第九百八条に次の四項を加える。

2 共同相続人は、五年以内の期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割をしない旨の契約をすることができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から十年を超えることができない。

3 前項の契約は、五年以内の期間を定めて更新することができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から十年を超えることができない。

4 前条第二項本文の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、五年以内の期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から十年を超えることができない。

5 家庭裁判所は、五年以内の期間を定めて前項の期間を更新することができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から十年を超えることができない。

第九百四条の三 前三条の規定は、相続開始の時から十年を経過した後にする遺産の分割については、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 相続開始の時から十年を経過する前に、相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき。

二 相続開始の時から十年を経過する前に、相続人が裁判所は、管理不全建物管理命令を改めたとき。

三 裁判所は、管理不全建物管理命令をする場

第9百三十六条(見出しが含む)中「管理人」を「清算人」に改める。

第九百四十四条第一項中「相続人」によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるもの」を「の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは、相続人又は第九百五十二条第二項の相続財産の清算人に対して当該財産を引き渡すまでの間」に、「の管理を継続しなければ」を「を保存しなければ」に改め、同条第二項中「第六百五十条第一項」を「並びに第九百十八条第五十条第一項」に改め、「並びに第九百八条第二項及び第三項」を削る。

第九百五十二条の見出し及び同条第一項中「管理人」を「清算人」に改め、同条第二項中「これ」を「その旨及び相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨」に改め、同項に後段として次のよう

うに加える。

第九百五十八条の二中「前条」を「第九百五十九条第二項」に、「相続財産の管理人」を「相続財産の清算人」に改め、同条を第九百五十八条とし、同条第一項中「前条」を「第九百五十二条第二項」に改め、同条を第九百五十八条の三第二項中「第九百五十九条第二項」に改め、同条を

第九百五十八条の三第二項中「第九百五十九条第二項」に改め、同条を第九百五十八条とし、同条第一項の次に「前条」を「第九百五十二条第二項」に改め、同条を第九百五十八条の二とする。

(不動産登記法の一部改正)
第二条 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十四条」を「第七十三条の二」に改める。
第三条第十号中「第五十条」の下に「第七十条第二項」を加える。

第十六条第二項中「第七十六条」の下に「から第七十六条の四まで、第七十六条の六」を加える。

第二十五条第七号中「第六十五条」の下に「第七十六条の五」を加える。

第五十九条第六号中「含む。」の下に「若しくは第九百八条第二項」を加え、「同法第九百八条」を「同条第一項」に、「同法第九百七十七条第三項」を「同条第四項」に改める。

第六十三条に次の二項を加える。

3 遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)による所有権の移転の登記は、第六十条の規定にかかるわらず、登記権利者が単独で申請することができる。

第六十九条の次に次の二項を加える。
(買戻しの特約に関する登記の抹消)

第六十九条の二 買戻しの特約に関する登記がされている場合において、契約の日から十年を経過したときは、第六十条の規定にかかるわらず、登記権利者は、単独で当該登記の抹消

を申請することができる。
第七十条の見出しを「除權決定による登記の抹消等」に改め、同条第一項中「登記義務者の」を「共同して登記の抹消の申請をすべき者の」

に、「登記義務者」と「その者」とに改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前条の場合は」を「前二項の場合」に、「前項の登記」を「第一項の登記」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に「前項の登記」を

「第一項の登記」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の登記が地上権、永小作権、質権、賃借権若しくは採石権に関する登記又は買戻しの特約に関する登記であり、かつ、登記された存続期間又は買戻しの期間が満了している場合において、相当の調査が行われたと認められるものとして法務省令で定める方法により調査を行つてもなお共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が判明しないときは、その者所在が知らないものとみなして、同項の規定を適用する。

第三条第十号中「第五十条」の下に「第七十条第二項」を加える。
第十六条第二項中「第七十六条」の下に「から第七十六条の四まで、第七十六条の六」を加える。

第二十五条第七号中「第六十五条」の下に「第七十六条の五」を加える。

第五十九条第六号中「含む。」の下に「若しくは第九百八条第二項」を加え、「同法第九百八条」を「同条第一項」に、「同法第九百七十七条第三項」を「同条第四項」に改める。

第六十三条に次の二項を加える。

3 遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)による所有権の移転の登記は、第六十条の規定にかかるわらず、登記権利者が単独で申請することができる。

第六十九条の次に次の二項を加える。
(所有権の登記の登記事項)

第七十三条の二 所有権の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 所有権の登記名義人が法人であるときは、会社法人等番号(商業登記法(昭和三十一年法律第二百二十五号)第七条(他の法令に規定する場合を含む。)に規定する会

社法人等番号をいう。)その他の特定の法人を識別するために必要な事項として法務省

令で定めるもの

二 所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときは、その国内における連絡先となる者の氏名又は名称及び住所その他の国内における連絡先に関する事項として法務省令で定めるもの

2 前項各号に掲げる登記事項についての登記の特約に関する登記であり、かつ、登記された存続期間又は買戻しの期間が満了している場合において、相当の調査が行われたと認められるものとして法務省令で定める方法により調査を行つてもなお共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が判明しないときは、その者所在が知らないものとみなして、同項の規定を適用する。

(解散した法人の担保権に関する登記の抹消)
第七十条の二 登記権利者は、共同して登記の抹消の申請をすべき法人が解散し、前条第二項に規定する方法により調査を行つてもなおその法人の清算人の所在が判明しないためその清算の開始があつたときは、当該相続により所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があつたことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを見つた日から三年以内に、所有権の登記名義人についての登記の抹消の申請をすべき法人の清算の開始があつたことを知つた日から三年以内に、所有権の登記を申請しなければならない。

(相続等による所有権の移転の登記の申請)
第七十六条の二 所有権の登記名義人についての登記の抹消の申請をすべき法人の清算の開始があつたときは、当該相続により所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があつたことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知つた日から三年以内に、所有権の登記を申請しなければならない。

2 前項前段の規定による登記(民法第九百条及び第九百一条の規定により算定した相続分割の日から三十年を経過したときは、第六十条の規定に応じてされたものに限る。)に付記することができる。

3 登記官は、第一項の規定による申出があったときは、職権で、その旨並びに当該申出をした者の氏名及び住所その他法務省令で定める事項を所有権の登記に付記することができる。

4 第一項の規定による申出をした者は、その後の遺産の分割によって所有権を取得したとき(前条第一項前段の規定による登記がされた後に当該遺産の分割によって所有権を取得したときを除く)は、当該遺産の分割の日から三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。

5 前項の規定は、代位者その他の者の申請は嘱託により、同項の規定による登記がされた場合には、適用しない。

6 第一項の規定による申出の手続及び第三項の規定による登記に關し必要な事項は、法務省令で定める。

(所有権の登記名義人についての符号の表示)
第七十六条の四 登記官は、所有権の登記名義人(法務省令で定めるものに限る)が権利能力を有しないこととなつたと認めるべき場合として法務省令で定める場合には、法務省令で定めるところにより、職権で、当該所有権の移転の登記を申請する義務を負う者は、法務省令で定めるところにより、登記官に対し、所有権の登記名義人について相続が開始した旨及び自らが当該所有権の登記名義人の登記の申請)

第七十六条の五 所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があつたときは、当該所有権の登記名義人は、その変更があつた日から二年内に、氏名若しくは名

称又は住所についての変更の登記を申請しなければならない。

(職権による氏名等の変更の登記)

第七十六条の六 登記官は、所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があつたと認めるべき場合として法務省令で定める場合には、法務省令で定めるところにより、職権で、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記をすることができる。ただし、当該所有権の登記名義人が自然人であるときは、その申出があるとき限り。

6 登記官は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、登記記録に記録されている者(自然人であるものに限る)の住所が明らかにされることにより、人の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがある場合又はこれに準ずる程度に心身に有害な影響を及ぼすおそれがあるものとして法務省令で定める場合において、その者からの申出があつたときは、法務省令で定めるところにより、第一項及び第二項に規定する各書面に当該住所に代わるものとして法務省令で定める事項を記載しなければならない。

第一百十九条の二 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、自らが所有権の登記名義人(これに準ずる者として法務省令で定めるものを含む)として記録されている不動産に係る登記記録に記録されている事項のうち法務省令で定めるもの(記録がないときは、その旨を証明した書面(以下この条において「所有不動産記録証明書」という。)の交付を請求することができる。

2 相続人その他の一般承継人は、登記官に対し、手数料を納付して、被承継人に係る所有

不動産記録証明書の交付を請求することができる。

3 前二項の交付の請求は、法務大臣の指定する登記所の登記官に対し、法務省令で定めるところにより、することができる。

4 前条第三項及び第四項の規定は、所有不動産記録証明書の手数料について準用する。

第五百二十条第三項中「前条第三項」を「第五百三十一条第三項」に改める。

第五百三十一条第三項中「第五百三十二条第一項」を「第五百三十三条第一項」に改める。

第五百三十三条第一項中「第五百三十四条第一項」を「第五百三十五条第一項」に改める。

第五百三十五条第一項中「第五百三十六条第一項」を「第五百三十七条第一項」に改める。

第五百三十七条第一項中「第五百三十八条第一項」を「第五百三十九条第一項」に改める。

第五百三十九条第一項中「第五百四十条第一項」を「第五百四十二条第一項」に改める。

第五百四十二条第一項中「第五百四十三条第一項」を「第五百四十四条第一項」に改める。

第五百四十四条第一項中「第五百四十五条第一項」を「第五百四十六条第一項」に改める。

第五百四十六条第一項中「第五百四十七条第一項」を「第五百四十八条第一項」に改める。

第五百四十八条第一項中「第五百四十九条第一項」を「第五百五十条第一項」に改める。

第五百五十条第一項中「第五百五十三条第一項」を「第五百五十四条第一項」に改める。

第五百五十四条第一項中「第五百五十五条第一項」を「第五百五十六条第一項」に改める。

第五百五十六条第一項中「第五百五十七条第一項」を「第五百五十八条第一項」に改める。

第五百五十八条第一項中「第五百五十九条第一項」を「第五百六十条第一項」に改める。

第五百六十条第一項中「第五百六十二条第一項」を「第五百六十三条第一項」に改める。

第五百六十三条第一項中「第五百六十四条第一項」を「第五百六十五条第一項」に改める。

第五百六十五条第一項中「第五百六十六条第一項」を「第五百六十七条第一項」に改める。

第五百六十七条第一項中「第五百六十八条第一項」を「第五百六十九条第一項」に改める。

第五百六十九条第一項中「第五百七十条第一項」を「第五百七一条第一項」に改める。

中同条の前に次の二条を加える。

(情報の提供の求め)

第五百十一条 登記官は、職権による登記をし、又は第十四条第一項の地図を作成するため必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の方者に対し、その対象となる不動産の所有者等(所有権が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人(法人でない社団又は財團を含む。)をいう。)に関する情報の提供を求める

ことができる。

第五百五十九条中「第五百五十二条第一項」を「第五百五十三条第一項」に改める。

第五百五十三条第一項中「第五百五十四条第一項」を「第五百五十五条第一項」に改める。

第五百五十五条第一項中「第五百五十六条第一項」を「第五百五十七条第一項」に改める。

第五百五十七条第一項中「第五百五十八条第一項」を「第五百五十九条第一項」に改める。

第五百五十九条第一項中「第五百六十条第一項」を「第五百六十二条第一項」に改める。

第五百六十二条第一項中「第五百六十三条第一項」を「第五百六十四条第一項」に改める。

第五百六十四条第一項中「第五百六十五条第一項」を「第五百六十六条第一項」に改める。

第五百六十六条第一項中「第五百六十七条第一項」を「第五百六十八条第一項」に改める。

第五百六十八条第一項中「第五百六十九条第一項」を「第五百七十条第一項」に改める。

第五百七十条第一項中「第五百七十二条第一項」を「第五百七十三条第一項」に改める。

第五百七十三条第一項中「第五百七十四条第一項」を「第五百七十五条第一項」に改める。

第五百七十五条第一項中「第五百七十六条第一項」を「第五百七十七条第一項」に改める。

第五百七十七条第一項中「第五百七十八条第一項」を「第五百七十九条第一項」に改める。

第五百七十九条第一項中「第五百八十条第一項」を「第五百八十二条第一項」に改める。

第五百八十二条第一項中「第五百八十三条第一項」を「第五百八十四条第一項」に改める。

第五百八十四条第一項中「第五百八十五条第一項」を「第五百八十六条第一項」に改める。

第五百八十六条第一項中「第五百八十七条第一項」を「第五百八十八条第一項」に改める。

第五百八十八条第一項中「第五百八十九条第一項」を「第五百九十条第一項」に改める。

第五百九十一条第一項中「第五百九十二条第一項」を「第五百九十三条第一項」に改める。

第五百九十三条第一項中「第五百九十四条第一項」を「第五百九十五条第一項」に改める。

第三編第一章の章名を次のように改める。

第一章 共有に関する事件

第八十五条から第九十一条までを次のように改める。

(共有物の管理に係る決定)

第八十五条 次に掲げる裁判に係る事件は、当該裁判に係る共有物又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百六十四条に規定する

数人で所有権以外の財産権を有する場合における該財産権(以下この条において単に「共

有物」という。)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 民法第二百五十五条第二項、第二百五十六条第二項第一号及び第二百五十二条の二

第二项(これらに規定を同法第二百六十四条において準用する場合を含む。)の規定に

二 民法第二百五十二条第二項第二号(同法第二百六十四条において準用する場合を含む。)の規定による裁判

第二项(これらに規定を同法第二百六十四条において準用する場合を含む。)の規定による裁判

二 前項第一号の裁判については、裁判所が次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号の期間に

官 報 (号外)

6	所有者不明土地管理命令の申立てを却下する裁判	一 所有者不明土地管理命令の申立てがその対象となるべき土地又は共有持分についてあつたこと。
7	民法第二百六十四条の三第二項の規定による解任の申立てについての裁判	二 所有者不明土地管理命令の申立てがその対象となるべき土地又は共有持分についてあつたこと。
8	所有者不明土地管理命令があつた場合に	一 所有者不明土地管理命令の申立てがその対象となるべき土地又は共有持分についてあつたこと。
9	は、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、所	二 所有者不明土地管理命令をすることについて異議があるときは、所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地又は共有持分を有する者は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。
10	三 前号の届出がないときは、所有者不明土地管理命令がされること。	三 前号の届出がないときは、所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地又は共有持分を有する者は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。
11	四 民法第二百六十四条の三第二項又は第二百六十四条の六第二項の許可の申立てをする場合には、その許可を求める理由を疎明しなければならない。	三 前号の届出がないときは、所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地又は共有持分を有する者は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。
12	五 所有者不明土地管理命令の申立てを却下する裁判	三 前号の届出がないときは、所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地又は共有持分を有する者は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。
13	二 民法第二百六十四条の三第二項又は第二百六十四条の六第二項の許可の申立てをする場合には、その許可を求める理由を疎明しなければならない。	三 前号の届出がないときは、所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地又は共有持分を有する者は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。
14	四 民法第二百六十四条の三第二項又は第二百六十四条の六第二項の許可の申立てをする場合には、その許可を求める理由を疎明しなければならない。	三 前号の届出がないときは、所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地又は共有持分を有する者は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。
15	五 民法第二百六十四条の三第二項又は第二百六十四条の六第二項の許可の申立てをする場合には、その許可を求める理由を疎明しなければならない。	三 前号の届出がないときは、所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地又は共有持分を有する者は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。
16	六 民法第二百六十四条の三第二項又は第二百六十四条の六第二項の許可の裁判	三 前号の届出がないときは、所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地又は共有持分を有する者は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。

1	有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持分について、所有者不明土地管理命令の登記を嘱託しなければならない。
2	7 所有者不明土地管理命令を取り消す裁判があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、所有者不明土地管理命令の登記の抹消を嘱託しなければならない。
3	8 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持分及び所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ動産の管理、処分その他の事由により金錢が生じたときは、その土地の所有者又はその共有持分を有する者のために、当該金錢を所有者不明土地管理命令の対象とされた土地(共有持分を対象として所有者不明土地管理命令が発せられた場合にあつては、共有物である土地)の所在地の供託所に供託することができない。この場合において、供託をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。
4	9 裁判所は、所有者不明土地管理命令を変更し、又は取り消しがができる。
5	10 裁判所は、管理すべき財産がなくなつたとき(管理すべき財産の全部が供託されたときを含む)、その他財産の管理を継続することが相当でなくなつたときは、所有者不明土地管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、所有者不明土地管理命令を取り消さなければならない。
6	11 所有者不明土地等(民法第二百六十四条の三第一項に規定する所有者不明土地等をいふ。以下この条において同じ。)の所有者(その共有持分を有する者を含む。以下この条において同じ。)が所有者不明土地等の所有権(その共有持分を含む。)が自己に帰属するとの申立てにより、所有者不明土地管理命令を

7	12 所有者不明土地管理命令及びその変更の裁判は、所有者不明土地等の所有者に告知することを要しない。
8	13 所有者不明土地管理命令の取消しの裁判は、事件の記録上所有者不明土地等の所有者及びその所在が判明している場合に限り、その所有者に告知すれば足りる。
9	14 次の各号に掲げる裁判に對しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。
10	15 一 所有者不明土地管理命令 利害関係人 二 民法第二百六十四条の六第一項の規定による解任の裁判 利害関係人 三 民法第二百六十四条の七第一項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判 所有者不明土地管理人 四 第九項から第十一項までの規定による変更又は取消しの裁判 利害関係人
11	16 一 民法第二百六十四条の二第四項の規定による所有者不明土地管理人の選任の裁判 二 民法第二百六十四条の三第二項又は第二百六十四条の六第二項の許可の裁判

12	17 一 民法第二百六十四条の十三第一項の規定による費用の額を定める裁判 管理不全土地の所在地の管理者による報酬の額を定める裁判 管理不全土地管理人及び管理不全土地管理命令の対象とされた土地の所有者
13	18 一 次に掲げる裁判に對しては、不服を申し立てることができない。
14	19 一 民法第二百六十四条の二第四項の規定による所有者不明土地管理人の選任の裁判 二 民法第二百六十四条の三第二項又は第二百六十四条の六第二項の許可の裁判
15	20 一 民法第二百六十四条の十三第一項の規定による費用の額を定める裁判 管理不全土地の所在地の管理者による報酬の額を定める裁判 管理不全土地管理人及び管理不全土地管理命令の対象とされた土地の所有者
16	21 一 次に掲げる裁判には、理由を付さなければならぬ。
17	22 一 管理不全土地管理命令の申立てについての裁判 二 民法第二百六十四条の十第二項の許可の

による報酬の額を定める裁判 管理不全土地管理人及び管理不全土地管理命令の対象とされた土地の所有者

- 三 民法第二百六十四条の十二第一項の規定による解任の申立てについての裁判
四 民法第二百六十四条の十二第二項の許可の申立てを却下する裁判

5 管理不全土地管理人は、管理不全土地管理命令の対象とされた土地及び管理不全土地管理命令の効力が及ぶ動産の管理、処分その他

の事由により金銭が生じたときは、その土地の所有者(その共有持分を有する者を含む)のために、当該金銭を管理不全土地管理命令の対象とされた土地の所在地の供託所に供託

することができる。この場合において、供託をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公

告しなければならない。

6 裁判所は、管理不全土地管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

7 裁判所は、管理すべき財産がなくなつたとき(管理すべき財産の全部が供託されたときを含む)その他財産の管理を継続することができないときは、管理不全土地管理命令でなくなつたときは、管理不全土地管理命令を取り消さなければならぬ。

8 次の各号に掲げる裁判に対しても、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一 管理不全土地管理命令 利害関係人
二 民法第二百六十四条の十第二項の許可の裁判
管理不全土地管理命令の対象とされた土地の所有者
三 民法第二百六十四条の十二第一項の規定による解任の裁判 利害関係人
四 民法第二百六十四条の十三第一項の規定による費用の額を定める裁判 管理不全土地管理人

- 9 次に掲げる裁判に對しては、不服を申し立てることができない。
六 前二項の規定による変更又は取消しの裁判 利害関係人

10 次に掲げる裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

- 一 民法第二百六十四条の九第三項の規定による管理不全土地管理人の選任の裁判
二 民法第二百六十四条の十二第二項の許可の裁判

11 第二項から前項までの規定は、民法第二百六十四条の十四第一項に規定する管理不全建物管理命令及び同条第三項に規定する管理不全建物管理人について準用する。

12 第二項から前項までの規定は、民法第二百六十四条の十四第一項に規定する管理不全建物管理命令及び同条第三項に規定する管理不全建物管理人について準用する。

13 第二編第二章の章名を削る。

14 第九十条の前に次の章名を付する。

第一章 土地等の管理に関する事件

15 第九十二条を次のように改める。

(適用除外)
第九十二条 第四十条及び第五十七条第二項第二号の規定は、この章の規定による非訟事件の手続には、適用しない。

16 第九十二条の次に次の章名を付する。

第三章 供託等に関する事件

(家事事件手続法の一部改正)

第十四条 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二節 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百九十九条)」を「第十二節 相続の場合は、相続財産の保存に関する処分の審判事件(第一百九十九条)」に改める。

17 第二百四十七条中「財産がなくなつたとき」の下に「(家庭裁判所が選任した管理人が管理すべき財産の全部が供託されたときを含む。)」を加える。

18 第二百四十七条中「財産がなくなつたとき」の下に「(家庭裁判所が選任した管理人が管理すべき財産の全部が供託されたときを含む。)」を加える。

19 第二百四十七条中「財産がなくなつたとき」の下に「(家庭裁判所が選任した管理人が管理すべき財産の全部が供託されたときを含む。)」を加える。

20 第二百四十七条中「財産がなくなつたとき」の下に「(家庭裁判所が選任した管理人が管理すべき財産の全部が供託されたときを含む。)」を加える。

21 第二百四十七条中「財産がなくなつたとき」の下に「(家庭裁判所が選任した管理人が管理すべき財産の全部が供託されたときを含む。)」を加える。

「第二百一条第十項」を「第一百九十条の二」に、「管理人」を「清算人」に、「おける相続財産の管理に」を「おける相続財産の清算に」に改める。
第八十二条第三項中「及び第一百五十三条(第一百九十九条)」を「、第一百五十三条(第一百九十九条)」に改め、「含む。」の下に「及び第一百九十九条第二項」を加える。
第八十三条中「第一百九十九条」を「第一百九十九条第一項に改め、「含む。」の下に「及び第一百九十九条第二項」を加える。
第一百四十六条第二項中「第六項」の下に「、次に掲げる裁判に對しては、不服を申し立てすることができる。
六 前二項の規定による変更又は取消しの裁判 利害関係人

四十六条の二及び第一百四十七条の規定は、相続財産の保存に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、第一百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。
第一百四十九条の見出し中「に關する規定の準用」を削り、同条に次の一項を加える。
2 第八十二条第二項の規定にかかわらず、遺産の分割の審判の申立ての取下げは、相続開始の時から十年を経過した後にあつては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

第二百一条第一項中「別表第一の八十九の項」を「別表第一の九十の項」に改め、同条第三項中「管理人」を「清算人」に改め、同条第十項を削る。
第二百四十四条第一項中「第九百五十八条」を「第九百五十二条第二項」に改める。
第二百五十五条から第二百七条までの規定中「相続財産の管理人」を「相続財産の清算人」に改める。
第二百四十四条第一項中「第九百五十八条」を「第九百五十二条第二項」に改める。

第二百八条中「管理」を「清算」に改める。

第二百七十三条第二項中「民事訴訟法」を「家庭裁判所が選任した管理人が管理すべき財産の全部が供託されたときを含む。」を加える。

第二百八条中「管理」を「清算」に改める。

第二百七十三条第三項及び第四項並びに「民事訴訟法」に改め、「場合において」の下に「、第八十二条第三項中「前項ただし書、第一百五十三条(第一百九十九条第一項)において準用する場合を含む。」及び第一百九十九条第二項」とあるのは「第二百七十三条第二項」とを加え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、遺産の分割の調停の申立ての取下げは、相続開始の時から十

年を経過した後にあつては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

別表第一の八十九の項を削り、同表の推定相続人の廃除の部の次に次の一部を加える。

相続財産の保存

八十九	相続財産の保存に関する処分	民法第八百九十七条の二第一項及び第二項
	期間の伸長	民法第九百十五条规定ただし書

別表第一の九十の項を次のように改める。

別表第一の九十四の項中「管理人」を「清算人」に改め、同表の九十九の項中「管理」を「清算」に、「第九百五十三条及び第九百五十八条」を「及び第九百五十三条」に改め、同表の百一の項中「第九百五十八条の三第一項」を「第九百五十八条の二第一項」に改める。

別表第二の十三の項中「第九百七条第三項」を「第九百八条第四項及び第五項」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中不動産登記法第一百三十一條第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日

二 第二条中不動産登記法の目次の改正規定、同法第十六条第二項の改正規定 同法第四章第三節第二款中第七十四条の前に一条を加える改正規定、同法第七十六条の次に五条を加える改正規定(第七十六条の二及び第七十六条の三に係る部分に限る)、同法第一百九条の改正規定及び同法第一百六十四条の改正規定(同条に一項を加える部分を除く)並びに附則第五项から第六項まで、第六条、第二十二条及び第二十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(遺産の分割に関する経過措置)

第三条 新民法第九百四条の三及び第九百八条第二項から第五項までの規定は、施行日前に相続が開始した遺産の分割についても、適用する。

この場合において、新民法第九百四条の三第一号中「相続開始の時から十年を経過する前」とあるのは「相続開始の時から十年を経過する時又は民法等の一部を改正する法律(令和三年法律)

の施行の時から五年を経過する時

のいずれか遅い時まで」と、同条第二号中「十年の期間」とあるのは「十年の期間(相続開始の時から始まる十年の期間の満了後に民法等の一部の六までに係る部分に限る)」、同法第一百十九条の次に一条を加える改正規定、同法第一百二十条第三項の改正規定及び同法第一百六十四条の改正規定(同条に一項を加える部分に限る)並びに附則第五项第七項の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

(相続財産の保存に必要な処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の民法(以下「旧民法」という。)第九百十八条第二項(旧民法第九百二十六条第二項(旧民法第九百三十六条第三項において準用する場合を含む。)及び第二百四十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により選任された相続財産の管理人は、施行日以後は、新民法第九百三十六条第一項の規定により選任された相続財産の清算人とみなす。

(相続財産の清算に関する経過措置)

第四条 施行日前に旧民法第九百三十六条第一項の規定により選任された相続財産の管理人は、施行日以後は、新民法第九百三十六条第一項の規定により選任された相続財産の清算人とみなす。

(相続財産の清算に関する経過措置)

第五条 第二条の規定(附則第一条各号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の不動産登記法(以下「新不動産登記法」という。)第六十三条第三項、第六十九条の二及び第七十条の二の規定

は、施行日以後にされる登記の申請について適

用する。

2 新不動産登記法第七十条第二項の規定は、施行日以後に申し立てられる公示催告の申立てに係る事件について適用する。

3 新不動産登記法第一百二十二条第二項から第五項までの規定は、施行日以後にされる登記簿の附属書類の閲覧請求について適用し、施行日前にされた登記簿の附属書類の閲覧請求については、なお從前の例による。

4 第二条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の不動産登記法

十二条第一項の規定によりされた相続財産の清算人の選任の請求とみなす。

4 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における当該相続財産の管理人の選任の公告、相続債権者及び受遺者に対する請求の申出をすべき旨の公告及び催告、相続債権者及び受遺者に対する弁済並びにその弁済のための相続財産の換価、相続債権者及び受遺者の換価手続への参

加、不当な弁済をした相続財産の管理人の責任、相続人の捜索の公告、公告期間内に申出をしなかつた相続債権者及び受遺者の権利並びに相続人としての権利を主張する者がない場合における相続人、相続債権者及び受遺者の権利については、なお從前の例による。

5 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における特別縁故者に対する相続財産の分与については、新民法第九百五十八条の二第二項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

(不動産登記法の一部改正に伴う経過措置)

第六十三条第一項の規定(不動産登記法の一部改正に伴う経過措置)

五十八条の三第一項とする。

(質屋営業法の一部改正)

第十五条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「相続財産管理人」を「相続財産の管理人若しくは相続財産の清算人」に改め、同項第二号及び第三号中「因り」を「より」に改める。

(国土調査法の一部改正)

第十六条 土地調査法(昭和二十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の三第一項中「第一百二十一号第二項ただし書」を「第一百二十一号第三項」に改め、「かかわらず」の下に「登記官に対し、手数料を納付して」を加える。

(農地法の一部改正)

第十七条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「第九百五十八条の三」を「第九百五十八条の二」に改める。

(農地法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における前条の規定による改正後の農地法第三条第一項の規定の適用については、同項第十二号中「同法第九百五十八条の二」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第号)附則第四条第五項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の民法第九百五十八条の三」とする。

(特許法の一部改正)

第十九条 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第七十六条中「第九百五十八条」を「第九百五十二条第二項」に改める。

(特許法の一部改正)

第二十条 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された

場合における特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の消滅については、前条の規定による改正後の特許法第七十六条(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第二十六条、意匠法(昭和三十四年法律第二百一十五号)第三十六号及び商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第三十一条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお從前の例による。

(建物の区分所有等に関する法律の一部改正)

第二十二条 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の二項を加える。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百六十四条の八及び第二百六十四条の十四の規定は、専有部分及び共用部分には適用しない。

第七条第三項中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十一の項中「移転の登記」の下に「同法第七十六条の三第三項の登記、同法第七十六条の四の符号の表示」を加える。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十三条 第二号施行日から第三号施行日の前までの間における前条の規定による改正後の

適用については、同項中「登記、同法第七十六条の四の符号の表示」とあるのは、「登記」とす

る。

(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「第九百五十八条」を「第二百五十二条第二項に改める。

(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正)

いう。以下この項及び次項において同じ。)が得た財産(以下この項及び次項において「所有者不明土地等」という。)に関する訴訟手続で

当該所有者不明土地等の所有者(その共有持分を有する者を含む。)同項において同じ。)を続を受け継ぐことができる。

2 所有者不明土地管理命令が取り消されたときは、所有者不明土地管理人を当事者とする

所有者不明土地等に関する訴訟手続は、中断する。この場合においては、所有者不明土地

等の所有者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

3 第一項の規定は所有者不明建物管理命令所有者不明土地管理命令をいう。以下この項において同じ。)が発せられた場合について、前項の規定は所有者不明建物管理命令が取り消された場合について準用する。

4 第二項の規定は所有者不明建物管理命令

所有者不明土地等に関する訴訟手続は、中断する。この場合においては、所有者不明土地

等の所有者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

5 第二項の規定は所有者不明建物管理命令

所有者不明土地等に関する訴訟手続は、中断する。この場合においては、所有者不明土地

等の所有者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

6 第二項の規定は所有者不明建物管理命令

所有者不明土地等に関する訴訟手続は、中断する。この場合においては、所有者不明土地

等の所有者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

7 第二項の規定は所有者不明建物管理命令

所有者不明土地等に関する訴訟手続は、中断する。この場合においては、所有者不明土地

等の所有者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

8 第二項の規定は所有者不明建物管理命令

所有者不明土地等に関する訴訟手続は、中断する。この場合においては、所有者不明土地

等の所有者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

9 第二項の規定は所有者不明建物管理命令

所有者不明土地等に関する訴訟手続は、中断する。この場合においては、所有者不明土地

等の所有者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

10 第二項の規定は所有者不明建物管理命令

所有者不明土地等に関する訴訟手続は、中断する。この場合においては、所有者不明土地

等の所有者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

11 第二項の規定は所有者不明建物管理命令

所有者不明土地等に関する訴訟手続は、中断する。この場合においては、所有者不明土地

等の所有者は、訴訟手續を受け継ぐことができる。

一部を次のように改正する。

第三十三条の二第一項第三号中「同条第一項」を「同項」に改め、「(電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)」を削り、同項第四号中「第百二十二条第二項」を「第百二十二条第三項又は第四項」に、「同項の」を「これらの規定の」に改め、「(前号の図面を除く。)」を削り、「同項ただし書の利害関係を「同条第三項の正当な理由」に改め、同項第十号及び第十一号中「第百二十一條第二項の規定に基づく同項」を「第百二十一條第三項又は第四項の規定に基づくこれらの規定の正当な理由」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第三十条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
附則第三百八十二条中「附則第三百七十二条の規定による改正後の」を削り、「第百二十一条第三項、第二百二十二条第三項」を「第百十九条の二第四項、第二百二十条第三項、第二百二十二条第五項」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 施行日から第三号施行日の前日までの間ににおける前条の規定による改正後の特別会計に関する法律附則第三百八十二条の規定の適用については、同条中「第二百十九条の二第四項、第二百二十条第三項」とあるのは、「第二百二十二条第三項」とする。

(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
目次中「不在者の財産及び相続財産」を「所有者不明土地」に改める。
第三章第三節の節名を次のように改める。

第三節 所有者不明土地の管理に関する民法の特例

第三十八条中「の長」の下に「次項及び」を加え、「管理人」を「清算人」に改め、同条に次の二項を加える。

2 国の行政機関の長等は、所有者不明土地につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第一百六十四条の二第一項の規定による命令の請求をすることができる。

(表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の一部改正)

第三十三条 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第三十二条の見出しを「(適用除外)」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地(いすれも第十五条第一項第四号イ又はロに定める登記をする前に民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百六十四条の二第一項の規定による命令がされたものを除く。)については、同条から同法第二百六十四条の七までの規定は、適用しない。

(その他の経過措置の政令等への委任)
第三十四条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

2 第二条の規定による不動産登記法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

理由

所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を防止するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るため、相隣関係並びに共有物の利用及び管理に関する規定の創設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

物の利用及び管理に関する規定の整備、所有者不明土地管理命令等の制度の創設並びに具体的な相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限等に関する規定の整備を行うとともに、相続等による所有権の移転の登記の申請を相続人に義務付ける規定の創設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出すること。

(2) 所有者による管理が不適当である土地又は建物について、裁判所が管理人による管理を命ずる規定等を創設すること。
(4) 相続財産の保存のための統一的な相続財産管理制度を創設するとともに、具体的な相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限等を整備すること。

第三十三条の二第一項の規定による制度の創設並びに具体的な相続分による遺産分割を求めることが、この法律案を提出する理由である。

民法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を防止するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るため、相隣関係並びに共有物の利用及び管理に関する規定の整備、所有者不明土地管理命令等の制度の創設並びに具体的な相続分による遺産分割を求めることが、この法律案を提出すること。

2 不動産登記法の一部改正
相続等による所有権の移転の登記等の申請を相続人に義務付ける規定を創設するとともに、不動産登記に係る手続における申請人の負担の軽減を図るため、相続人申告登記制度及び所有不動産登記証明制度の創設並びに登記の抹消手続の簡略化の規定等を新設すること。

3 非訟事件手続法及び家事事件手続法の一部改正
1により創設された制度の裁判手続を創設する等の整備を行うこと。

4 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由
本案は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を防止するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るため、相隣関係並びに共有物の利用及び管理に関する規定の整備、所有者不明土地管理命令等の制度の創設並びに具体的な相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限等に関する規定の整備を行うとともに、相続等による所有権の移転の登記の申請を相続人に義務付ける規定の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 民法の一部改正
(一) 境界標の調査等のための隣地使用権に関する規定等を整備するとともに、電気等の継続的給付を受けるための設備設置権に関する規定等を創設すること。
(二) 所在等が不明な共有者がいる場合の共有物の変更又は管理に関する決定方法の特則、共有物の管理者に関する規定及び所在等が不明な共有者の不動産の共有持分の他の共有者による取得に関する特則等を創設すること。

(三) 所有者不明土地管理命令等及び管理不全土地管理命令等の制度の創設
(1) 所有者の所在等を知ることができない土地若しくは建物又はその共有持分について、裁判所が管理人による管理を命ずる規定等を創設すること。

決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和三年三月三十日

衆議院議長 大島 理森殿 法務委員長 義家 弘介

[別紙]

民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 経済価値の乏しい相続土地の国庫帰属については、申請人の負担軽減の必要性も踏まえ、承認要件や申請人の費用負担の在り方を検討するとともに、施行後五年間の運用状況を踏まえ、検討を行うに当たっては、土地所有権の放棄の在り方、承認申請者の要件、国庫帰属後の土地の利活用の方策その他の事項についても検討の有効活用の機会を確保するよう、地域の実情に沿った運用に努めること。

二 相続登記等の申請の義務違反の場合において、法務局における「正当な理由」の判断や裁判所に対する過料事件の通知の手続等過料の制裁の運用に当たっては、透明性及び公平性の確保に努めるとともに、DV被害者の状況や経済的な困難の状況等実質的に相続登記等の申請が困難な者の事情等を踏まえた柔軟な対応を行うこと。

三 相続人申告登記、住所等の変更登記をはじめとする新たに創設する職權的登記について、登記申請義務が課される者の負担軽減を図るため、添付書面の簡略化に努めるほか、登録免許税を非課税とする措置等について検討を行うこと。

ともに、併せて、所有者不明土地等問題の解決に向けて相続登記の登録免許税の減免や添付書面の簡略化について必要な措置を検討すること。

在留外国人が各種相続手続に必要な書類を収集することに困難を伴う例があることなどを考慮し、在留外国人の身分関係を証明しやすくするための取組について、必要な検討を行うこと。

遺産分割協議が行われ、その結果を登記に反映させることは確定的な権利帰属を促進し、不動産所有権の分散化の防止につながるもので、

五 遺産分割協議が行われ、その結果を登記に反映させることは確定的な権利帰属を促進し、不動産所有権の分散化の防止につながるもので、

六 登記官が他の公的機関から死亡等の情報を取得し、職権で登記に符号を表示するに当たっては、死亡等の情報が迅速にかつ遗漏なく登記に反映されるよう、情報収集の仕組みについて更に検討し、必要な措置を講ずるとともに、死亡者課税を極力避けるべく死者の情報についての各種台帳相互の連携を図ること。

七 兩法案に基づく新たな所有者不明土地対策としての各種施策を着実に実施し、所有者不明土地問題の解決を図るために、法務局の十分な人的体制及び予算の確保を図ること。

八 所有者不明土地等問題の地域性や土地等の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向け、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣旨とする所有者不明土地等の新たな財産管理制度の強化を図るよう努めるとともに、ランドバンクの果たすべき役割について検討するとともに活用の強化を図るほか、新たに創設される管理不全土地管理命令についての地方公共団体の長による申立てを認めることを検討すること。

九 今回の所有者不明土地対策のための見直しは國民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、周知徹底に努めるとともに、本法施行前に発生した相続について相続登記等の申請義務化に関する規定や遺產分割に関する規定が適用されることについても、國民の混乱を防止する観点から、特に周知徹底を図ること。

十 法定相続人の範囲の特定に係る国民の負担に鑑み、令和五年度から実施される戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえ、更なる負担の軽減策について検討するほか、所有者探索に関する、国や地方公共団体から委託を受けた専門家の調査における戸籍証明書等の取得の手続の円滑化についても、オンライン化等を含め、検討すること。

十一 國土の有効利用を図る観点から、國土調査事業及び地図作成事業を迅速に実施して不動産登記法第十四条地図を整備し、土地の筆界の明確化を図るよう努めるとともに、ランドバンクの果たすべき役割について検討するとともに活用の強化を図るほか、新たに創設される管理不全土地管理命令についての地方公共団体の長による申立てを認めることを検討すること。

十二 第二条 土地の所有者(相続等によりその土地の所有権の全部又は一部を取得した者に限る)は、法務大臣に対し、その土地の所有権を国庫に帰属させることができることを申請することができる。

十三 第二条 土地の所有者(相続等によりその土地の

や売買の相手方を慎重に調査すべきことを関係者に周知徹底とともに、本法施行後の実務に対する利害関係人の不服申立て制度の導入等を検討すること。

十四 今回の所有者不明土地対策のための見直しは國民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、國民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、周知徹底に努めるとともに、本法施行前に発生した相続について相続登記等の申請義務化に関する規定や遺產分割に関する規定が適用されることについても、國民の混乱を防止する観点から、特に周知徹底を図ること。

十五 今回の所有者不明土地対策のための見直しは國民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、國民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、周知徹底に努めるとともに、本法施行前に発生した相続について相続登記等の申請義務化に関する規定や遺產分割に関する規定が適用されることについても、國民の混乱を防止する観点から、特に周知徹底を図ること。

十六 第二章 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律

一 第二章 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属の承認に係る手続(第二条第一項)

二 第二章 国庫帰属地の管理(第十二条)

三 第二章 雜則(第十三条～第十六条)

四 第二章 罰則(第十七条)

五 第二章 罰則(第十七条)

六 第二章 罚則(第十七条)

七 第二章 罚則(第十七条)

八 第二章 罚則(第十七条)

九 第二章 罚則(第十七条)

十 第二章 罚則(第十七条)

十一 第二章 罚則(第十七条)

十二 第二章 罚則(第十七条)

十三 第二章 罚則(第十七条)

十四 第二章 罚則(第十七条)

十五 第二章 罚則(第十七条)

十六 第二章 罚則(第十七条)

十七 第二章 罚則(第十七条)

十八 第二章 罚則(第十七条)

十九 第二章 罚則(第十七条)

二十 第二章 罚則(第十七条)

二十一 第二章 罚則(第十七条)

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律

第一章 総則(第一条)

第二章 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属の承認に係る手続(第二条第一項)

第三章 国庫帰属地の管理(第十二条)

第四章 雜則(第十三条～第十六条)

第五章 罚則(第十七条)

第六章 罚則(第十七条)

第七章 罚則(第十七条)

第八章 罚則(第十七条)

第九章 罚則(第十七条)

第十章 罚則(第十七条)

第十一章 罚則(第十七条)

第十二章 罚則(第十七条)

第十三章 罚則(第十七条)

第十四章 罚則(第十七条)

第十五章 罚則(第十七条)

第十六章 罚則(第十七条)

第十七章 罚則(第十七条)

第十八章 罚則(第十七条)

第十九章 罚則(第十七条)

第二十章 罚則(第十七条)

第二十一章 罚則(第十七条)

第二十二章 罚則(第十七条)

第二十三章 罚則(第十七条)

第二十四章 罚則(第十七条)

第二十五章 罚則(第十七条)

令和三年四月一日 衆議院会議録第十六号 民法等の一部を改正する法律案及び同報告書

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律

第一章 総則(第一条)

第二章 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属の承認に係る手続(第二条第一項)

第三章 国庫帰属地の管理(第十二条)

第四章 雜則(第十三条～第十六条)

第五章 罚則(第十七条)

第六章 罚則(第十七条)

第七章 罚則(第十七条)

第八章 罚則(第十七条)

第九章 罚則(第十七条)

第十章 罚則(第十七条)

第十一章 罚則(第十七条)

第十二章 罚則(第十七条)

第十三章 罚則(第十七条)

第十四章 罚則(第十七条)

第十五章 罚則(第十七条)

第十六章 罚則(第十七条)

第十七章 罚則(第十七条)

第十八章 罚則(第十七条)

第十九章 罚則(第十七条)

第二十章 罚則(第十七条)

第二十一章 罚則(第十七条)

第二十二章 罚則(第十七条)

第二十三章 罚則(第十七条)

第二十四章 罚則(第十七条)

第二十五章 罚則(第十七条)

第二十六章 罚則(第十七条)

第二十七章 罚則(第十七条)

第二十八章 罚則(第十七条)

第二十九章 罚則(第十七条)

第三十章 罚則(第十七条)

第三十一章 罚則(第十七条)

第三十二章 罚則(第十七条)

第三十三章 罚則(第十七条)

第三十四章 罚則(第十七条)

第三十五章 罚則(第十七条)

第三十六章 罚則(第十七条)

第三十七章 罚則(第十七条)

第三十八章 罚則(第十七条)

第三十九章 罚則(第十七条)

第四十章 罚則(第十七条)

第四十一章 罚則(第十七条)

第四十二章 罚則(第十七条)

第四十三章 罚則(第十七条)

第四十四章 罚則(第十七条)

第四十五章 罚則(第十七条)

第四十六章 罚則(第十七条)

第四十七章 罚則(第十七条)

第四十八章 罚則(第十七条)

第四十九章 罚則(第十七条)

第五十章 罚則(第十七条)

第五十一章 罚則(第十七条)

第五十二章 罚則(第十七条)

第五十三章 罚則(第十七条)

第五十四章 罚則(第十七条)

第五十五章 罚則(第十七条)

第五十六章 罚則(第十七条)

第五十七章 罚則(第十七条)

第五十八章 罚則(第十七条)

第五十九章 罚則(第十七条)

第六十章 罚則(第十七条)

第六十一章 罚則(第十七条)

第六十二章 罚則(第十七条)

第六十三章 罚則(第十七条)

第六十四章 罚則(第十七条)

第六十五章 罚則(第十七条)

第六十六章 罚則(第十七条)

第六十七章 罚則(第十七条)

第六十八章 罚則(第十七条)

第六十九章 罚則(第十七条)

第七十章 罚則(第十七条)

第七十一章 罚則(第十七条)

第七十二章 罚則(第十七条)

第七十三章 罚則(第十七条)

第七十四章 罚則(第十七条)

第七十五章 罚則(第十七条)

第七十六章 罚則(第十七条)

第七十七章 罚則(第十七条)

第七十八章 罚則(第十七条)

第七十九章 罚則(第十七条)

第八十章 罚則(第十七条)

第八十一章 罚則(第十七条)

第八十二章 罚則(第十七条)

第八十三章 罚則(第十七条)

第八十四章 罚則(第十七条)

第八十五章 罚則(第十七条)

第八十六章 罚則(第十七条)

第八十七章 罚則(第十七条)

第八十八章 罚則(第十七条)

第八十九章 罚則(第十七条)

第九十章 罚則(第十七条)

第九十一章 罚則(第十七条)

第九十二章 罚則(第十七条)

第九十三章 罚則(第十七条)

第九十四章 罚則(第十七条)

第九十五章 罚則(第十七条)

第九十六章 罚則(第十七条)

第九十七章 罚則(第十七条)

第九十八章 罚則(第十七条)

第九十九章 罚則(第十七条)

第一百章 罚則(第十七条)

第一百一章 罚則(第十七条)

第一百二章 罚則(第十七条)

第一百三章 罚則(第十七条)

第一百四章 罚則(第十七条)

第一百五章 罚則(第十七条)

第一百六章 罚則(第十七条)

第一百七章 罚則(第十七条)

第一百八章 罚則(第十七条)

第一百九章 罚則(第十七条)

第一百十章 罚則(第十七条)

第一百十一章 罚則(第十七条)

第一百十二章 罚則(第十七条)

第一百十三章 罚則(第十七条)

第一百十四章 罚則(第十七条)

第一百十五章 罚則(第十七条)

第一百十六章 罚則(第十七条)

第一百十七章 罚則(第十七条)

第一百十八章 罚則(第十七条)

第一百十九章 罚則(第十七条)

第一百二十章 罚則(第十七条)

第一百二十一章 罚則(第十七条)

第一百二十二章 罚則(第十七条)

第一百二十三章 罚則(第十七条)

第一百二十四章 罚則(第十七条)

第一百二十五章 罚則(第十七条)

第一百二十六章 罚則(第十七条)

第一百二十七章 罚則(第十七条)

第一百二十八章 罚則(第十七条)

第一百二十九章 罚則(第十七条)

第一百三十章 罚則(第十七条)

第一百三十一章 罚則(第十七条)

第一百三十二章 罚則(第十七条)

第一百三十三章 罚則(第十七条)

第一百三十四章 罚則(第十七条)

第一百三十五章 罚則(第十七条)

第一百三十六章 罚則(第十七条)

第一百三十七章 罚則(第十七条)

第一百三十八章 罚則(第十七条)

第一百三十九章 罚則(第十七条)

第一百四十章 罚則(第十七条)

第一百四十一章 罚則(第十七条)

第一百四十二章 罚則(第十七条)

第一百四十三章 罚則(第十七条)

第一百四十四章 罚則(第十七条)

第一百四十五章

は一部を取得した共有者と共同して、承認申請をすることができる。

3 承認申請は、その土地が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、することができない。

一 建物の存する土地

二 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地

三 通路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるものが含まれる土地

四 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二条第一項に規定する特定有害物質(法務省令で定める基準を超えるものに限る)により汚染されている土地

五 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地

(承認申請書等)

第三条 承認申請をする者(以下「承認申請者」という。)は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書及び法務省令で定める添付書類を法務大臣に提出しなければならない。

一 承認申請者の氏名又は名称及び住所

二 承認申請に係る土地の所在、地番、地目及び地積

三 承認申請者は、法務省令で定めるところにより、物価の状況、承認申請に対する審査に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(承認申請の却下)

第四条 法務大臣は、次に掲げる場合には、承認申請を却下しなければならない。

一 承認申請者が申請の権限を有しない者の申請によるとき。

二 承認申請が第二条第三項又は前条の規定に違反するとき。

三 承認申請者が、正当な理由がないのに、第六条の規定による調査に応じないとき。

2 法務大臣は、前項の規定により承認申請を却下したときは、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、その旨を承認申請者に通知しなければならない。

(承認)

第五条 法務大臣は、承認申請に係る土地が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その土地の所有権の国庫への帰属についての承認をしなければならない。

一 崖(勾配、高さその他の事項について政令で定める基準に該当するものに限る。)がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの

二 土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地

三 除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地

四 隣接する土地の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地として政令で定めるもの

五 前各号に掲げる土地のほか、通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地として政令で定めるもの

六 日出前及び日没後においては、土地の占有者に立ち入ってはならない。

7 第三項の規定による立入りをする場合には、職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に告げなければならない。

8 国は、第三項の規定による立入りによって損失を受けた者があるときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(資料の提供・要求等)

第六条 法務大臣は、承認申請に係る審査のため必要があると認めるときは、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 前項の規定により事実の調査をする職員は、承認申請に係る土地又はその周辺の地域に所在する土地の実地調査をすること、承認申請者その他の関係者からその知つている事実を聴取することができる。

第七条 法務大臣は、前条第一項の事実の調査のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係のある公私団体その他の関係者に対し、資料の提供、説明、事実の調査の援助その他必要な協力を求めることができる。

2 法務大臣は、第五条第一項の承認に係る土地の所有権が前項の規定により国庫に帰属したときは、直ちに、その旨を財務大臣(当該土地が主に農用地又は森林として利用されていると認められるときは、農林水産大臣)に通知しなけ

る。

3 法務大臣は、その職員が前項の規定により承認申請に係る土地又はその周辺の地域に所在する土地の実地調査をする場合において、必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることがができる。

4 法務大臣は、前項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせるときは、あらかじめ、その旨並びにその日時及び場所を当該土地の占有者に通知しなければならない。

5 第三項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その立入りの際、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

6 日出前及び日没後においては、土地の占有者に立ち入ってはならない。

7 第三項の規定による立入りをする場合には、職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に告げなければならない。

8 国は、第三項の規定による立入りによって損失を受けた者があるときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(負担金の納付)

第十条 承認申請者は、第五条第一項の承認があつたときは、同項の承認に係る土地につき、国有地の種目ごとにその管理に要する十年分の標準的な費用の額を考慮して政令で定めるところにより算定した額の金銭(以下「負担金」といいう。)を納付しなければならない。

第九条 法務大臣は、第五条第一項の承認をしたときは、法務省令で定めるところにより算定した額の金銭(以下「負担金」といいう。)を納付しなければならない。

2 法務大臣は、第五条第一項の承認をしたときは、前条の規定による承認の通知の際、法務省令で定めるところにより、併せて負担金の額を通知しなければならない。

3 承認申請者が前項に規定する負担金の額の通知を受けた日から三十日以内に、法務省令で定める手続に従い、負担金を納付しないときは、

第五条第一項の承認は、その効力を失う。

(国庫帰属の時期)

第十一条 承認申請者が負担金を納付したときは、その納付の時において、第五条第一項の承認に係る土地の所有権は、国庫に帰属する。

2 法務大臣は、第五条第一項の承認に係る土地

を聴くものとする。ただし、承認申請に係る土地が主に農用地(農地法昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。)又は森林(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。)として利用されている土地ではないと明らかに認められるときは、この限りでない。

(承認の通知等)

第九条 法務大臣は、第五条第一項の承認をし、又はしないこととしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨を承認申請者に通知しなければならない。

(負担金の納付)

第十条 承認申請者は、第五条第一項の承認があつたときは、同項の承認に係る土地につき、

国有地の種目ごとにその管理に要する十年分の標準的な費用の額を考慮して政令で定めるところにより算定した額の金銭(以下「負担金」といいう。)を納付しなければならない。

第九条 法務大臣は、第五条第一項の承認をしたときは、法務省令で定めるところにより算定した額の金銭(以下「負担金」といいう。)を納付しなければならない。

2 法務大臣は、第五条第一項の承認をしたときは、前条の規定による承認の通知の際、法務省

令で定めるところにより、併せて負担金の額を通知しなければならない。

3 承認申請者が前項に規定する負担金の額の通知を受けた日から三十日以内に、法務省令で定める手続に従い、負担金を納付しないときは、

第五条第一項の承認は、その効力を失う。

(国庫帰属の時期)

第十一条 承認申請者が負担金を納付したときは、その納付の時において、第五条第一項の承認に係る土地の所有権は、国庫に帰属する。

2 法務大臣は、第五条第一項の承認に係る土地

ればならない。

第三章 國庫歸屬地の管理

(土地の管理の機関)

第十二条 前条第一項の規定により國庫に歸屬した土地(以下「國庫歸屬地」という。)のうち、主に農用地又は森林として利用されている土地

(國有財產法(昭和二十三年法律第七十二号)第四条第二項に規定する國有財產の所管換がされたもの又は他の法令の規定により農林水産大臣が管理することとされているものを除く。)は、農林水産大臣が管理し、又は処分する。

2 前項の規定により農林水産大臣が管理する土地のうち主に農用地として利用されているものの管理及び処分については、農地法第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条及び第四十九条の規定を準用する。この場合において、同

条第一項中「農林水産大臣、都道府県知事又は指定市町村の長」とあるのは「農林水産大臣」と、「この法律による賃取その他の処分」とあるのは「相続等により取得した土地所有権の國庫への帰属に関する法律第十二条第二項において準用する第四十六条第一項の規定による売払い」又は同法第十二条第二項において準用する第

十七条の規定による売払い、所管換若しくは所屬替」と、同条第三項中「農林水産大臣、都道府県知事又は指定市町村の長」とあるのは「農林水産大臣」と、同条第五項中「國又は都道府県等」とあるのは「國」と、「場合には、政令で定めるところにより」とあるのは「場合には」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する農地法第四十六条第一項又は第四十七条の規定による農用地の売払いを原因とする所有権の移転については、同法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

4 第一項の規定により農林水産大臣が管理する土地のうち主に森林として利用されているものの管理及び処分については、国有林野の管理経

營に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十

六号)第二章第七条を除く。)の規定を準用す

(承認の取消し等)

第十三条 法務大臣は、承認申請者が偽りその他不正の手段により第五条第一項の承認を受けたことが判明したときは、同項の承認を取り消す

ことができる。

2 法務大臣は、國庫歸屬地について前項の規定による承認の取消しをするときは、あらかじめ、当該國庫歸屬地を所管する各省各庁の長

(當該土地が交換、売払い又は譲与(以下この項及び次項において「交換等」という。)により国有財產(國有財產法第二条第一項に規定する國有財產をいう。次項において同じ。)でなくなつて

いるときは、当該交換等の処分をした各省各庁の長)の意見を聽くものとする。

3 法務大臣は、第一項の規定による承認の取消

しをしようとする場合において、当該取消しに係る國庫歸屬地(交換等により國有財產でなく農林水産省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方農政局長又は森林管理局長に委任することができる。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その全部又は一部を法務省令で定めるところにより、その一部を法務局又は地方法務局の長に委任することができる。

3 前項の規定により森林管理局長に委任された

権限は、農林水産省令で定めるところにより、森林管理局長に委任することができる。

4 法務大臣は、第一項の規定による承認の取消

しをしようとする場合において、当該取消しに係る國庫歸屬地(交換等により國有財產でなく農林水産省令で定めるところにより、その全部又は一部を法務局又は地方法務局の長に委任することができる。

3 前項の規定により森林管理局長に委任された

権限は、農林水産省令で定めるところにより、森林管理局長に委任することができる。

4 法務大臣は、第一項の規定により第五条第一項の承認を取り消したときは、法務省令で定めるところにより、その旨を同項の承認を受けた者があるときには、これらの者の同意を得なければならぬ。

5 前項において準用する農地法第四十六条第一項又は第五条第一項の承認に係る土地について当該承認の時において第二条第三項各号又は第五条第一項各号のいずれかに該当する事由があるところにより、その旨を同項の承認を受けた者に通知するものとする。

(損害賠償責任)

第十四条 第五条第一項の承認に係る土地について当該承認の時において第二条第三項各号又は第五条第一項各号のいずれかに該当する事由があることによつて國に損害が生じた場合において、当該承認を受けた者が当該事由を知りながら告げずに同項の承認を受けた者であるとき

は、その者は、國に対してもその損害を賠償する責任を負うものとする。

(権限の委任)

第十五条 この法律に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、その一部を法務局又は地方法務局の長に委任することが可能である。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方農政局長又は森林管理局長に委任することができる。

3 前項の規定により森林管理局長に委任された

権限は、農林水産省令で定めるところにより、森林管理局長に委任することができる。

4 法務大臣は、第一項の規定による承認の取消

しをしようとする場合において、当該取消しに係る國庫歸屬地(交換等により國有財產でなく農林水産省令で定めるところにより、その全部又は一部を法務局又は地方法務局の長に委任することができる。

3 前項の規定により森林管理局長に委任された

権限は、農林水産省令で定めるところにより、森林管理局長に委任することができる。

4 法務大臣は、第一項の規定により第五条第一項の承認を取り消したときは、法務省令で定めるところにより、その旨を同項の承認を受けた者があるときには、これらの者の同意を得なければならぬ。

5 前項において準用する農地法第四十六条第一項又は第五条第一項の承認に係る土地について当該承認の時において第二条第三項各号又は第五条第一項各号のいずれかに該当する事由があるところにより、その旨を同項の承認を受けた者に通知するものとする。

(施行期日)

第十五条 第五条第一項の承認に係る土地について当該承認の時において第二条第三項各号又は第五条第一項各号のいずれかに該当する事由がある

もので、その主な内容は次のとおりである。

1 相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限

る。)により土地の所有権又は共有持分を取得した者等は、法務大臣に対し、その土地(建

物の存する土地であるもの等を除く。)の所有権を國庫に歸屬させることについての承認を

求めるものとすること。

2 法務大臣は、1の承認の対象となる土地の費用又は労力を要する土地に該当しないと認めることは、その土地の所有権の國庫への歸屬についての承認をしなければならないものとすること。

(検討)

附 则

3 法務大臣は、1の承認に係る審査をするた

合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、相続等による所有者不明土地の発生の抑制を図るために相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けたことによる土地の所有権を国庫に歸属させる制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

相続等により取得した土地所有権の國庫への歸属に関する法律案(内閣提出)に関する

本案は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、相続等による所有者不明土地の発生の抑制を図るために相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に歸属させることができ制度を創設しようとしてその土地の所有権を国庫に歸属させることについての承認を

明確にするため、その主な内容は次のとおりである。

1 相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限

る。)により土地の所有権又は共有持分を取得した者等は、法務大臣に対し、その土地(建

物の存する土地であるもの等を除く。)の所有権を國庫に歸属させることについての承認を

求めるものとすること。

2 法務大臣は、1の承認の対象となる土地の費用又は労力を要する土地に該当しないと認めることは、その土地の所有権の國庫への歸属についての承認をしなければならないものとすること。

め必要があると認めるときは、その職員に事実の調査をさせることができるものとするとともに、調査権限に関する規定を設けること。

4 法務大臣が1の承認をした後に、承認申請者が、偽りその他不正の手段によって1の承認を受けたことが判明した場合における承認の取消しに関する規定を設けるとともに、その承認の時ににおいて対象土地が2の土地に該当する事由があつたことによつて國に損害が生じた場合における承認申請者の國に対する損害賠償責任に関する規定を設けること。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

6 検討

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

二 議案の可決理由

本案は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、相続等による所有者不明土地の発生の抑制を図るために、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和三年三月三十日

法務委員長 義家 弘介

衆議院議長 大島 理森殿

[別紙]

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 経済価値の乏しい相続土地の国庫帰属については、申請人の負担軽減の必要性も踏まえ、承認要件や申請人の費用負担の在り方を検討するとともに、施行後五年間の運用状況を踏まえ、損害賠償責任に関する規定を設けること。

二 相続登記の申請の義務違反の場合において、法務局における「正当な理由」の判断や裁判所に対する過料事件の通知の手続等過料の制裁の運用に当たつては、透明性及び公平性の確保に努めるとともに、DV被害者の状況や経済的な困窮の状況等実質的に相続登記等の申請が困難な者の事情等を踏まえた柔軟な対応を行うこと。

三 相続人申告登記、住所等の変更登記をはじめとする新たに創設する職権的登記について、登記申請義務が課される者の負担軽減を図るため、添付書面の簡略化に努めるほか、登録免許税を非課税とする措置等について検討を行うとともに、併せて、所有者不明土地等問題の地域性や土地等の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向けて、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣旨とする所有者不明土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たつては、司法書士や土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図ることとともに、制度の趣旨及び請求が可能な利害関係人や利用ができる事例等について周知を図ること。また、財産管理制度において、代理人による土地等の処分に対する裁判所の許可が適切になされるよう、借地関係等の利用状況や売買の相手方を慎重に調査すべきことを関係者に周知徹底とともに、本法施行後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じて裁判所の許可に対する利害関係人の不服申立て制度の導入等を検討すること。

四 在留外国人が各種相続手続に必要な書類を収集することに困難を伴う例があることなどを考慮し、在留外国人の身分関係を証明しやすくするための取組について、必要な検討を行うこと。

と。

五 遺産分割協議が行われ、その結果を登記に反映させることは確定的な権利帰属を促進し、不動産所有権の分散化の防止につながるもので、本改正の趣旨にも沿うものであることから、関係機関及び専門職者は連携体制を強化し、その促進に向けて、積極的に周知広報を行うこと。

六 登記官が他の公的機関から死亡等の情報を取り方、承認申請者の要件、国庫帰属の土地の利活用の方策その他の事項についても検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

七 両法案に基づく新たな所有者不明土地対策としての各種施策を着実に実施し、所有者不明土地問題の解決を図るために、法務局の十分な人的体制及び予算の確保を図ること。

八 所有者不明土地等問題の地域性や土地等の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向けて、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣旨とする所有者不明土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たつては、司法書士や土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図ることとともに、制度の趣旨及び請求が可能な利害関係人や利用ができる事例等について周知を図ること。また、財産管理制度において、代理人による土地等の処分に対する裁判所の許可が適切になされるよう、借地関係等の利用状況や売買の相手方を慎重に調査すべきことを関係者に周知徹底とともに、本法施行後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じて裁判所の許可に対する利害関係人の不服申立て制度の導入等を検討すること。

九 今回の所有者不明土地対策のための見直しは国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、周知徹底に努めること。

るとともに、本法施行前に発生した相続について相続登記等の申請義務化に関する規定や遺産分割に関する規定が適用されることについて

は、国民の混乱を防止する観点から、特に周知徹底を図ること。

十 法定相続人の範囲の特定に係る国民の負担に鑑み、令和五年度から実施される戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえ、更なる負担の軽減策について検討するほか、所有者探索に関する、国や地方公共団体から委託を受けた専門家の調査における戸籍証明書等の取得の手続の円滑化についても、オンライン化等を含め、検討すること。

十一 國土の有効利用を図る観点から、國土調査事業及び地図作成事業を迅速に実施して不動産登記法第十四条地図を整備し、土地の筆界の明確化を図るよう努めるとともに、ランドバンクの果たすべき役割について検討するとともに、活性化を図るほか、新たに創設される管理不全土地管理制度についての地方公共団体の長による申立てを認めることを検討すること。